

# 奈良市公報

号外第1号 令和4年3月規則

令和5年3月3日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
3 24	5	奈良市契約規則の一部を改正する規則	契約課
3 24	6	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
3 31	7	奈良市公報発行規則の一部を改正する規則	法務ガバナンス課
3 31	8	奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則	地域づくり推進課
3 31	9	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
3 31	10	奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	福祉政策課
3 31	11	奈良市行政文書管理規則	総務課
3 31	12	奈良市公印規則の一部を改正する規則	総務課
3 31	13	奈良市職員が立入検査を行う際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の整備に関する規則	財政課
3 31	14	奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3 31	15	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3 31	16	公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3 31	17	給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則	人事課
3 31	18	奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則	財政課
3 31	19	奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
3 31	20	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課
3 31	21	奈良市子どもセンター条例施行規則	児童相談所設置推進課
3 31	22	奈良市子どもセンター所長事務委任規則	児童相談所設置推進課
3 31	23	奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	児童相談所設置推進課

3	31	24	児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	子育て相談課、児童相談所設置推進課
3	31	25	奈良市子どもセンター組織規則	人事課
3	31	26	奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則	健康増進課
3	31	27	奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則	母子保健課
3	31	28	奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則の一部を改正する規則	母子保健課
3	31	29	奈良市火葬場条例の施行期日を定める規則	斎苑管理課
3	31	30	奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課
3	31	31	奈良市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則	建築指導課
3	31	32	なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	都市計画課
3	31	33	奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則	都市計画課
3	31	34	奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則	都市計画課
3	31	35	奈良市危険物規制規則	消防局予防課
3	31	36	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則を廃止する規則	保育所・幼稚園課
<b>正 誤 表</b>				
正誤表				

## 規 則

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 4 年 3 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第 5 号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 8 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 20 条第 2 項中「契約書は」を「契約書」に改める。

第 21 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、建設工事の請負契約については、省略することができない。

第 21 条第 2 項ただし書中「、当該契約が建設工事の請負契約以外の契約で」を削る。

第 23 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 4 年 3 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第 6 号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 6 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第 7 号

奈良市公報発行規則の一部を改正する規則

奈良市公報発行規則（昭和 43 年奈良市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「文書取扱主任」を「文書管理主任」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第 8 号

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則

奈良市役所連絡所設置規則（昭和 52 年奈良市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「、精華連絡所及び伏見連絡所」を「及び精華連絡所」に改め、同項第 4 号中「、平城連絡所」を削る。

別表奈良市平城連絡所の項及び奈良市伏見連絡所の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第9号**

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の部中

財政課	予算統括係 資金調整係 財務分析係
行財政改革推進室	

を

財政課	予算統括係 資金調整係 財務分析係 行革推進係
-----	-------------------------

に改め、同部納税課の項中「管理係」を

「ふるさと納税係」に改め、同表市民部の部斎苑管理課の項及び地域づくり推進課の項を次のように改める。

斎苑管理課	
地域づくり推進課	総務係 地域自治・協働推進係

第2条の表子ども未来部の部中

子ども育成課	育成係 認定給付係 子ども医療係 ひとり親家庭支援係
子育て相談課	子育て係 相談支援第一係 相談支援第二係
児童相談所設置推進課	

を

子ども育成課	育成係 認定給付係 子ども医療係 ひとり親家庭支援係
--------	----------------------------

に改め、同表健康医療部の部新型コロナウイルス

イルスワクチン接種推進課の項中「集団接種係 個別接種係」を「接種係」に改め、同表環境部の部リサイクル推進課の項中「収集再生第一係 収集再生第二係」を「再生資源収集係」に改め、同表都市整備部の部中

都市政策課	まちづくり構想係 まちづくり事業推進係
-------	---------------------

を

都市政策課	
交通バリアフリー推進課	

に改め、同表建設部の部営繕課の項中「営

繕課」を「建築デザイン課」に、「設備係 耐震・教育施設係」を「設備係」に改める。

第10条指導監査係の部分の第13号を次のように改める。

(13)障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第14条第1項に次のように加える。

行革推進係

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) 公共施設の適正化に関すること。
- (3) 指定管理者制度の総括に関すること。
- (4) 外郭団体との連絡調整に関すること。
- (5) 奈良市総合財団に関すること。
- (6) 公営企業部門との連絡調整に関すること。
- (7) 広告事業の統轄に関すること。

第14条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条の2管理系の部分の第13号中「利活用及び処分についての総合調整及び企画」を「処分」に改め、同部分中第14号から第17号までを削り、第18号を第14号とし、同条庁舎・公用車管理系の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 庁舎管理及び施設修繕に関すること。

第17条第1項管理系の部分中「管理係」を「ふるさと納税係」に改める。

第18条第1項債権管理系の部分中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 税外債権（市長が定めるものに限る。）の回収に関すること。

第22条を次のように改める。

（斎苑管理課の事務）

第22条 斎苑管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火葬場、墓地及び納骨堂に関すること。
- (2) 火葬場整備に伴う地域活性化対策等事業に関すること。
- (3) 旧奈良市東山霊苑火葬場の跡地の活用に関すること。
- (4) 埋火葬の許可及び改葬の許可に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 課の庶務に関すること。

第25条協働推進係の部分中「協働推進係」を「地域自治・協働推進係」に改め、同部分に次の各号を加える。

- (9) 地域自治協議会に関すること。
- (10) まちづくりファシリテーターの育成に関すること。
- (11) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (12) 地域市民との活動の推進に関すること。
- (13) 地域ミーティングに関すること。
- (14) 地縁による団体の認可に関すること。
- (15) 地域づくりコーディネーターに関すること。

第25条地域自治推進係の部分の削る。

第27条の2スポーツ振興係の部分の第13号及び第14号を削る。

第30条企画政策係の部分中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。

第31条指定係の部分の第6号中「事業者の業務管理体制」を「障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備」に改める。

第34条の4施設整備係の部分の第7号中「に係る届出等」を削る。

第36条の2及び第36条の3を次のように改める。

第36条の2及び第36条の3 削除

第36条の6総務係の部分の第5号中「集団接種係及び個別接種係」を「接種係」に改め、同条集団接種係の部分の削り、同条個別接種係の部分中「個別接種係」を「接種係」に改め、同部分に次の2号を加える。

- (3) 新型コロナウイルスワクチンの市運営接種会場の整備に関すること。
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係るコールセンター業務及び予約管理システムの運用に関すること。

第38条第1項収集再生第一係及び収集再生第二係の部分中「収集再生第一係  
収集再生第二係」を「再生資源収集係」に改め、

同条第 2 項を削る。

第 46 条ブランド推進係の部分の第 5 号中「食育推進計画の啓発」を「食と農の未来づくり推進計画」に改める。

第 47 条の 2 を次のように改める。

都市政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) まちづくり包括協定（JR 新駅周辺整備推進課の主管に属するものを除く。）に係る事業の企画及び調整に関するすること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画の調査及び策定に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

第 47 条の 3 を第 47 条の 4 とし、第 47 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（交通バリアフリー推進課の事務）

第 47 条の 3 交通バリアフリー推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 都市・地域総合交通戦略に関すること。
- (2) 交通政策に関すること。
- (3) 地域公共交通活性化及び再生に関すること。
- (4) 生活交通サービスの導入に関すること。
- (5) 生活路線バスに関すること。
- (6) JR 奈良線複線化促進協議会、関西本線複線電化事業等に関すること。
- (7) 自転車の利活用に関する施策の総括に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 24 条の 2 に基づく移動等円滑化促進方針及び同法第 25 条に基づく基本構想に関すること。
- (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る関連諸団体との連絡調整に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

第 52 条耐震改修促進係の部分中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条審査係の部分中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 53 条住宅総務係の部分の第 1 号中「市営住宅ストック総合活用計画」を「公営住宅等のストック」に改め、同部分中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同部分の第 5 号中「関すること」の次に「（土地に限る。）」を加え、同号を同部分の第 6 号とし、同部分中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 市営住宅等の住み替え事業に関すること。

第 53 条住宅政策係の部分中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関すること。

第 53 条管理係の部分の第 1 号中「管理」を「入退去等、承認及び許可等管理」に改め、同部分の第 3 号中「決定」の次に「及び変更等」を加え、同部分の第 7 号中「及び」を「、高額所得者及び」に改め、「明渡し請求」の次に「及び訴訟その他法的措置」を加え、同部分に次の 1 号を加える。

- (8) 市営住宅等の管理運営に係る法規に関すること。

第 53 条営繕係の部分の第 2 号中「公営住宅等長寿命化計画」の次に「その他市営住宅等に係る計画」を加え、同号を同部分の第 5 号とし、同部分の第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 市営住宅等及び共同施設の保全管理、点検、施工に関すること。
- (3) 市営住宅等の空家改修工事に関すること。
- (4) 市営住宅等及び共同施設の処分に関すること。

第 61 条（見出しを含む。）中「営繕課」を「建築デザイン課」に改め、同条公共施設係の部分の第 1 号中「教育施設建築物」を「学校教育施設（幼稚園施設を除く。）及び社会教育施設」に改め、同部分に次の 2 号を加える。

- (5) 公共施設建築物の耐震化工事等の企画、調査及び設計に関すること。
- (6) 公共施設建築物の耐震化工事等の現場監督及び検査に関すること。

第 61 条耐震・教育施設係の部分の削る。

第 69 条の表子ども未来部の部中

子ども育成課	児童館	を
子育て相談課	子ども発達センター	

「 子ども育成課 児童館 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)
- 2 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。  
別表建設部の項中「営繕課長」を「建築デザイン課長」に改める。  
(奈良市移動等円滑化促進協議会規則の一部改正)
- 3 奈良市移動等円滑化促進協議会規則(平成27年奈良市規則第23号)の一部を次のように改正する。  
第11条中「福祉政策課」を「交通バリアフリー推進課」に改める。  
(奈良市資産経営推進会議設置規則の一部改正)
- 4 奈良市資産経営推進会議設置規則(平成28年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「資産管理課」を「財政課」に改める。  
(奈良市地域公共交通会議規則の一部改正)
- 5 奈良市地域公共交通会議規則(平成29年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。  
第9条中「都市政策課」を「交通バリアフリー推進課」に改める。  
(職員の職に関する規則の一部改正)
- 6 職員の職に関する規則(昭和43年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。  
別表技能労務職員の項中「火葬業務員」を「霊苑管理業務員」に改める。  
(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)
- 7 奈良市職員の退職管理に関する規則(平成28年奈良市規則第38号)の一部を次のように改正する。  
第6条第1号中「及びCIO」を「、CIO及び子どもセンター所長」に改める。  
第13条第1号中「東部振興監」の次に「、センター次長」を加え、同条第4号中「高等学校事務長」を「高等学校事務室事務長」に改め、同条第6号中「局長」の次に「及び主幹」を加える。  
(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)
- 8 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。  
別表第1(第3条関係)

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

職務の級	標準的な職務の内容
4 級	1 小隊長及び副小隊長の職務
	2 指揮支援副隊長の職務
5 級	1 所長補佐の職務
	2 室長補佐の職務
	3 場長補佐の職務
	4 デジタル推進室長の職務
	5 保健所・教育総合センター管理室長の職務
	6 市民サービスセンター所長の職務
	7 マイナンバーカードセンター所長の職務
	8 東寺林連絡所長の職務
	9 男女共同参画室長の職務
	10 人権文化センター所長の職務
	11 西部出張所課長の職務
	12 行政センター課長の職務
	13 こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務
	14 保健センター所長の職務

	<ul style="list-style-type: none"> <li>15 衛生浄化センター所長の職務</li> <li>16 施設管理室長の職務</li> <li>17 奈良阪処分地管理事務所長の職務</li> <li>18 消費生活センター長の職務</li> <li>19 地籍調査室長の職務</li> <li>20 土木管理センター所長の職務</li> <li>21 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務</li> <li>22 指揮支援隊長の職務</li> <li>23 史料保存館長の職務</li> <li>24 西部図書館長及び北部図書館長の職務</li> <li>25 学校給食センター所長の職務</li> <li>26 選挙管理委員会事務局次長の職務</li> <li>27 農業委員会事務局次長の職務</li> </ul>	
6 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所長の職務</li> <li>2 西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務</li> <li>3 行政センター所長の職務</li> <li>4 こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務</li> <li>5 看護専門学校事務長の職務</li> <li>6 保健所副所長の職務</li> <li>7 環境清美工場長の職務</li> <li>8 消防署長の職務</li> <li>9 消防副署長の職務</li> <li>10 文化財防災官の職務</li> <li>11 防災センター所長の職務</li> <li>12 指揮救助隊長の職務</li> <li>13 中央図書館長の職務</li> <li>14 高等学校事務室事務長の職務</li> <li>15 農業委員会事務局長の職務</li> </ul>	
7 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 相当の経験を有する所長の職務</li> <li>2 相当の経験を有する西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務</li> <li>3 相当の経験を有する行政センター所長の職務</li> <li>4 相当の経験を有する看護専門学校事務長の職務</li> <li>5 相当の経験を有する保健所副所長の職務</li> <li>6 相当の経験を有する環境清美工場長の職務</li> <li>7 相当の経験を有する消防署長の職務</li> <li>8 相当の経験を有する文化財防災官の職務</li> <li>9 相当の経験を有する中央図書館長の職務</li> <li>10 相当の経験を有する高等学校事務室事務長の職務</li> <li>11 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務</li> <li>12 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務</li> </ul>	
8 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 危機管理監の職務</li> <li>2 東部振興監の職務</li> <li>3 センター次長の職務</li> <li>4 保健所長の職務</li> <li>5 会計管理者の職務</li> <li>6 消防局の次長の職務</li> </ul>	



	7 教育センター所長の職務 8 選挙管理委員会事務局長の職務 9 監査委員事務局長の職務 10 議会事務局次長の職務 11 部長及び理事の職務
9 級	1 統括官の職務 2 法令遵守監察監の職務 3 相当の経験を有する危機管理監の職務 4 子どもセンター所長の職務 5 消防長の職務 6 議会事務局長の職務

別表第 6 職種の部公用車管理業務員、清掃業務員、土木業務員、火葬業務員及び市長がこれらと同等の職であると認める職員の項中「火葬業務員」を「霊苑管理業務員」に改め、同表備考中「火夫」を「霊苑管理業務員」に改める。

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

9 奈良市職員被服貸与規則(昭和 42 年奈良市規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 3 項中「東山霊苑火葬場」を「霊苑管理業務員」に改める。

別表第 1 の 3 の 2 の部中「農政課」の次に「教育施設課、文化財課」を、「庁舎管理」の次に「及び施設修繕」を加える。

別表第 2 中「東山霊苑火葬場職員」を「霊苑管理業務員」に改める。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第 10 号

奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

奈良市社会福祉審議会規則(平成 14 年奈良市規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(審査部会等)」に改め、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「審査部会」を「審査部会等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「審査部会に部会長を置き、審査部会に」を「審査部会及び部会(以下「審査部会等」という。)に部会長を置き、審査部会等に」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「は、障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員」を「並びに部会に属すべき委員及び臨時委員は、各分科会に属する委員(審査部会の委員にあつては、障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員に限る。)」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の審査部会のほか、審議会に、専門的な事項を調査審議するため、分科会に部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

第 4 条の見出しを「(分科会等の会議)」に改め、同条中「審査部会」を「審査部会等(以下「分科会等」という。)」に改める。

第 5 条の見出しを「(分科会等の議事)」に改め、同条中「分科会及び審査部会」を「分科会等」に改める。

第 6 条(見出しを含む。)中「審査部会」を「審査部会等」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市行政文書管理規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第11号**

## 奈良市行政文書管理規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。）第32条第2項の規定に基づき、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において「行政文書」とは、条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。

## (基本原則)

第3条 行政文書は、全て正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるようにしなければならない。

2 行政文書の取扱いは、他の電子情報処理組織により処理されている事務を除き、原則として文書管理システム（電子計算機を利用して行政文書の收受、作成、決裁、施行、保存、廃棄その他行政文書の管理に関する事務を総合的に管理するための情報処理システムで、総務課長が管理するものをいう。）によって行わなければならない。

## (行政文書の分類及び整理)

第4条 行政文書は、事務及び事業の性質、内容等に応じ、別に定める基準に従い、系統的に分類し、及び整理しなければならない。

## (行政文書の作成)

第5条 行政上の意思決定並びに事務及び事業の実績については、行政文書を作成するものとする。ただし、処理に係る事案が軽微なものであるときは、この限りでない。

## (行政文書の保存)

第6条 行政文書を作成し、又は取得したときは、次条の行政文書の保存期間が経過するまでの間、適切に保存しなければならない。この場合において、保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、同一又は他の種類の媒体により、内容を同じくする行政文書を作成することができる。

## (行政文書の保存期間)

第7条 行政文書の保存期間は、法令等に定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 30年
- (2) 10年
- (3) 5年
- (4) 3年
- (5) 1年

2 前項各号に掲げる保存期間に該当する行政文書の基準は、おおむね別表のとおりとする。

3 行政文書の保存期間は、当該行政文書の完結した日（以下この項において「完結日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。ただし、暦年によるものについては完結日の属する年の翌年の1月1日から起算する。

4 前3項の規定にかかわらず、台帳、名簿その他の常時使用する行政文書で保存期間を定めることが適当でないものを常用文書とすることができる。

## (保存期間の延長)

第8条 次の各号に掲げる行政文書については、前条の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じて当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間
- (4) 条例第5条第1項の規定による開示の請求があったもの 条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間
- (5) 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第14条の規定による開示の請求があったもの 同

条例第20条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

- 2 保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とする。

(行政文書の廃棄)

第9条 第7条の保存期間(前条の規定により延長された場合にあつては、当該延長後の期間。次項において同じ。)が満了した行政文書については、速やかに廃棄の手続をしなければならない。

- 2 行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の事由が生じたときは、これを廃棄することができる。
- 3 前項の規定により行政文書を廃棄しようとするときは、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、行政文書の管理及び取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表に定める行政文書の保存期間の基準にかかわらず、この規則の施行の日前に完結した行政文書の保存期間については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

行政文書の保存期間の基準

保存期間	行政文書の区分
30年	1 条例、規則、訓令及び特に重要な告示の制定改廃に関する行政文書 2 廃置分合、行政区域、町名町界等の市の沿革に関する行政文書で重要なもの 3 市政の基本方針、総合的な計画の策定に関する行政文書で重要なもの 4 市の施策、事業等の計画、企画、実施、変更及び廃止に関する行政文書で特に重要なもの 5 公の施設の設置、管理運営等に関する行政文書で特に重要なもの 6 契約、協定等に関する行政文書で特に重要なもの 7 組織機構の見直し等に関する行政文書で特に重要なもの 8 市議会に関する行政文書で特に重要なもの 9 審議会、懇談会等に関する行政文書で特に重要なもの 10 許認可等行政処分に関する行政文書で特に重要なもの 11 不服申立て、訴訟等に関する行政文書で重要なもの 12 職員の服務、給与、任免、賞罰等に関する行政文書で特に重要なもの 13 引継ぎに関する行政文書で特に重要なもの 14 叙勲、褒章、表彰等に関する行政文書で特に重要なもの 15 公有財産の取得、管理、処分等に関する行政文書で特に重要なもの 16 予算、決算、監査、会計等に関する行政文書で特に重要なもの 17 陳情、請願、要望等に関する行政文書で特に重要なもの 18 行事、事件、災害等に関する行政文書で特に重要なもの 19 統計、調査、研究等に関する行政文書で特に重要なもの 20 寄附又は贈与の受納に係る行政文書で特に重要なもの 21 工事施行に関する行政文書で特に重要なもの 22 その他30年保存の必要があると認められる行政文書
10年	1 重要な告示の制定改廃に関する行政文書及び公告、公表その他公示に係る行政文書で重要なもの

	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 要領、基準等の制定改廃に関する行政文書</li> <li>3 市政の基本方針、総合的な計画の策定に関する行政文書</li> <li>4 市の施策、事業等の計画、企画、実施、変更及び廃止に関する行政文書で重要なもの</li> <li>5 公の施設の設置、管理運営等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>6 契約、協定等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>7 組織機構の見直し等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>8 市議会に関する行政文書で重要なもの</li> <li>9 審議会、懇談会等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>10 許認可等行政処分に関する行政文書で重要なもの</li> <li>11 不服申立て、訴訟等に関する行政文書</li> <li>12 職員の服務、給与、任免、賞罰等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>13 引継ぎに関する行政文書で重要なもの</li> <li>14 叙勲、褒章、表彰等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>15 公有財産の取得、管理、処分等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>16 予算、決算、監査、会計等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>17 陳情、請願、要望等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>18 行事、事件、災害等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>19 統計、調査、研究等に関する行政文書で重要なもの</li> <li>20 補助金の申請及び交付に係る行政文書で重要なもの</li> <li>21 貸付金に係る行政文書で重要なもの</li> <li>22 損失補償及び損害賠償に係る行政文書</li> <li>23 会計上の帳簿及び証拠書類で 10 年保存の必要があると認められる行政文書</li> <li>24 寄附又は贈与の受納に係る行政文書で重要なもの</li> <li>25 工事施行に関する行政文書で重要なもの</li> <li>26 その他 10 年保存の必要があると認められる行政文書</li> </ol>	
<p>5 年</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 告示の制定改廃に関する行政文書及び公告、公表、公示送達その他公示に係る行政文書</li> <li>2 市の施策、事業等の計画、企画、実施、変更及び廃止に関する行政文書</li> <li>3 公の施設の設置、管理運営等に関する行政文書</li> <li>4 契約、協定等に関する行政文書</li> <li>5 組織機構の見直し等に関する行政文書</li> <li>6 市議会に関する行政文書</li> <li>7 審議会、懇談会等に関する行政文書</li> <li>8 許認可等行政処分に関する行政文書</li> <li>9 職員の服務、給与、任免、賞罰、厚生、研修等に関する行政文書</li> <li>10 引継ぎに関する行政文書</li> <li>11 叙勲、褒章、表彰等に関する行政文書</li> <li>12 公有財産の取得、管理、処分等に関する行政文書</li> <li>13 予算、決算、監査、会計等に関する行政文書</li> <li>14 陳情、請願、要望等に関する行政文書</li> <li>15 行事、事件、災害等に関する行政文書</li> <li>16 統計、調査、研究等に関する行政文書</li> <li>17 補助金の申請及び交付に係る行政文書</li> <li>18 貸付金に係る行政文書</li> <li>19 寄附又は贈与の受納に係る行政文書</li> <li>20 工事施行に関する行政文書</li> </ol>	

	21 その他5年保存の必要があると認められる行政文書	
3年	1 告示の制定改廃に関する行政文書及び公告、公表、公示送達その他公示に係る行政文書で軽易なもの 2 市の施策、事業等の計画、企画、実施、変更及び廃止に関する行政文書で軽易なもの 3 公の施設の設置、管理運営等に関する行政文書で軽易なもの 4 契約、協定等に関する行政文書で軽易なもの 5 市議会に関する行政文書で軽易なもの 6 組織機構の見直し等に関する行政文書で軽易なもの 7 審議会、懇談会等に関する行政文書で軽易なもの 8 許認可等行政処分に関する行政文書で軽易なもの 9 職員の服務、給与、厚生、研修等に関する行政文書で軽易なもの 10 引継ぎに関する行政文書で軽易なもの 11 叙勲、褒章、表彰等に関する行政文書で軽易なもの 12 公有財産の取得、管理、処分等に関する行政文書で軽易なもの 13 予算、決算、会計等に関する行政文書で軽易なもの 14 陳情、請願、要望等に関する行政文書で軽易なもの 15 行事、事件、災害等に関する行政文書で軽易なもの 16 統計、調査、研究等に関する行政文書で軽易なもの 17 寄附又は贈与の受納に係る行政文書で軽易なもの 18 工事施行に関する行政文書で軽易なもの 19 照会、回答、依頼、報告及び通知に関する行政文書で重要なもの 20 その他3年保存の必要があると認められる行政文書	
1年	1 照会、回答、依頼、報告及び通知に関する行政文書 2 3年の項1から18までの行政文書うち1年を超えて保存する必要がないと認められるもの 3 その他1年を超えて保存する必要がないと認められる行政文書	

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第12号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

地籍調査事務専用 市長印	11の 28	てん書	方24	土木管理課 地籍調査室	地籍調査事 務用	1	を
-----------------	-----------	-----	-----	----------------	-------------	---	---

地籍調査事務専用 市長印	11の28	てん書	方24	土木管理課 地籍調査室	地籍調査事 務用	1	に改め、同表ひな
子どもセンター事 務専用市長印	11の 29	てん書	方24	子育て相談 課	子どもセン ター事務用	1	

形の11の28の次に次のように加える。

11の29

奈良市

長之印
子どもセンター用

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市職員が立入検査を行う際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の整備に関する規則をここに公布する。  
令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第13号

奈良市職員が立入検査を行う際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の整備に関する規則  
(奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部改正)

第1条 奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則(平成17年奈良市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条中「立入調査員証」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

(表)

第 号
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日生
年 月 日交付
年 月 日限り有効
奈良市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

写  
真

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和 2 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の見出しを「(立入調査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「身分証明書」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

別記第 22 号様式を次のように改める。

第 22 号様式 (第 30 条関係)

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名	写 真
氏 名	
生年月日      年    月    日生	
年    月    日交付	
年    月    日限り有効	
奈良市長	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則（昭和58年奈良市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(立入調査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第10号様式による」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記第10号様式）とする」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第9条関係）

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
年 月 日交付	年 月 日限り有効	
奈良市長	印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。



(奈良市営住宅条例施行規則の一部改正)

第4条 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを「(立入検査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第18号様式によるもの」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(別記第18号様式)」に改める。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式(第21条関係)

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写真	
氏 名		
生年月日      年    月    日生		
年    月    日交付		
年    月    日限り有効		
奈良市長	印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市空家等対策の推進に関する規則の一部改正)

第5条 奈良市空家等対策の推進に関する規則（平成28年奈良市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(立入調査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第1号様式によるもの」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記第1号様式）」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名 氏 名 生年月日      年    月    日生	写 真
年    月    日交付 年    月    日限り有効	
奈良市長	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部改正)

第6条 なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出しを「(立入調査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第3号様式の5によるもの」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(別記第3号様式の5)」に改める。

別記第3号様式の5を次のように改める。

第3号様式の5(第13条の3関係)

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生	写真
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
奈良市長	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市風致地区条例施行規則の一部改正)

第7条 奈良市風致地区条例施行規則（平成25年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(立入検査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「立入検査員証」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第9条関係）

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真	
氏 名		
生年月日      年    月    日生		
年    月    日交付		
年    月    日限り有効		
奈良市長	印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部改正)

第 8 条 奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「(立入調査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第 11 号様式によるもの」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 (別記第 11 号様式)」に改める。

別記第 11 号様式を次のように改める。

第 11 号様式 (第 9 条関係)

(表)

第 号  
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名	写 真
氏 名	
生年月日     年   月   日生	
年   月   日交付 年   月   日限り有効	
奈良市長	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第9条 奈良市屋外広告物条例施行規則（平成14年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(立入検査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第10号様式のとおり」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(別記第10号様式)」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式(第13条関係)

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写真	
氏 名		
生年月日 年 月 日生		
年 月 日交付		
年 月 日限り有効		
奈良市長	印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部改正)

第10条 奈良市地区計画形態意匠条例施行規則（平成22年奈良市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(立入検査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第5号様式のとおり」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記第5号様式）」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真	
氏 名		
生年月日      年    月    日生		
年    月    日交付		
年    月    日限り有効		
奈良市長	印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（平成2年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(立入検査等を行う職員の証明書)」に改め、同条中「別記第4号様式によるもの」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記第4号様式）」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

(表)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生	
年 月 日交付		
年 月 日限り有効		
奈良市長	印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき作成されたものとみなす。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第14号**

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年奈良市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に改める。

第20条第1項中「であり、かつ」を「であって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第15号**

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

(3) 児童を一時保護するための当直勤務

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第16号**

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 一般財団法人アジア太平洋観光交流センター

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第 17 号

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料等の支給に関する規則(昭和 41 年奈良市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 1 号中「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 項各号」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項第 1 号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- (1) 勤務時間等規則第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務 4,400 円
- (2) 勤務時間等規則第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務 月の 1 日から末日までの期間において、勤務した日数とその期間の 2 分の 1 を超える場合にあっては月額 22,000 円、勤務した日数とその期間の 2 分の 1 以下の場合にあっては月額 11,000 円
- (3) 勤務時間等規則第 8 条第 1 項第 3 号に掲げる勤務 6,100 円

第 22 条第 3 項中「第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号及び第 3 号」に、「その勤務 1 回につき 6,600 円」を「同項各号に掲げる額に 100 分の 150 を乗じて得た額」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

別表第 1 市長の事務部局の部中「理事」を「理事 子どもセンター所長」に、「東部振興監」を「東部振興監 センター次長」に、同表学校その他の教育機関の部中「高等学校事務長」を「高等学校事務室事務長」に改め、同表監査委員の事務部局の部中

局長	85,700 円	10,000 円	5,000 円	を に改める。
局長	85,700 円	10,000 円	5,000 円	
主幹	62,200 円	6,000 円	3,000 円	

(奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市職員の通勤手当に関する規則(平成 16 年奈良市規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「通用期間が支給単位期間(条例第 16 条の 4 第 5 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第 16 条の 4 第 5 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額
- イ 使用する定期券の通用期間が 6 箇月を超える場合 定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額(以下「6 箇月超定期券支給基本額」という。)とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における 6 箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る額は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における 6 箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

第 14 条第 2 項第 1 号中「前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア イに掲げる場合以外の場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用

する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 市長の定める額

第14条第2項第2号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号イ中「場合」を「場合(ウに掲げる場合を除く)」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イの次に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 市長の定める額

第15条第1号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める額

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とする。

第18条中「及び第17条第3項」を「、第17条第3項及び第18条第2項」に改め、同条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(児童相談所等業務手当)

第18条 条例第19条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 子ども支援課に勤務する職員で、児童の相談、調査、判定、指導及び一時保護等に従事した職員

(2) 一時保護課に勤務する職員で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項の規定により一時保護が行われた児童の生活指導等に直接従事することを本務とする職員

2 条例第19条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号の職員 日額600円(次に掲げる業務に従事する場合は、日額1,000円)。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額360円(次に掲げる業務に従事する場合は、日額600円)とする。

ア 児童福祉法第33条第1項に規定する一時保護(児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために行ったものに限る。)における、当該児童又は保護者等への面会(当該一時保護の期間中に行ったものに限る。)

イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条の2に規定する立入り及び調査又は質問その他の必要な措置

ウ 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に規定する臨検又は搜索

エ その他市長が定める業務

(2) 前項第2号の職員 日額600円。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額360円とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に6箇月を超える通用期間である通勤用定期券(これに準ずるものを含む。)に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、第2条による改正後の奈良市職員の通勤手当に関する規則第13条第2項、第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第16条第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第18号**

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保健所の課長、」の次に「子どもセンターの課長、」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第19号**

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条3号中「保健所・教育総合センター管理室」の次に「、男女共同参画室、人権文化センター」を加え、「、男女共同参画室、人権文化センター」を「、子どもセンターの課」に改め、「保健所の課」の次に「、衛生浄化センター」を加え、「、一条高等学校」を「、一条高等学校事務室」に改める。

第20条第3項中「及び口座振替」を「、口座振替及び電子決済」に改め、「市税及び」を削る。

第23条第2項中「書類」を「資料」に改め、同条第4項中「又は旅費」を「、旅費又は、契約課で単価契約しているコピー代、コピー用紙、燃料費、各種封筒若しくは洋半罫紙」に改める。

第24条第1項中「書類」を「資料」に改める。

第27条第2項中「関係書類」を「関係資料」に、「証拠書類」を「証拠資料」に改め、同条第6項、第8項及び第9項中「書類」を「資料」に改め、同条第10項中「添付書類等一連の書類」を「添付資料等一連の資料」に改める。

第29条第7号中「必要書類」を「必要資料」に改める。

第30条第2項第4号を次のように改める。

(4) 講習会、研修会等の参加費その他これらに必要な経費

第30条第2項第8号中「特に」を「、特に」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 家電リサイクル料金

第32条中「証拠書類」を「証拠資料」に改める。

第34条第1項中「証拠書類」を「証拠資料」に改め、同条第2項中「当該書類」を「当該資料」に改める。

第37条の2第2項中「証拠書類」を「証拠資料」に改める。

第38条の2第1項及び第3項中「書類」を「資料」に改める。

第57条第2項中「書類」を「資料」に改める。

第65条の見出しを「(資料の保管)」に改め、同条中「証拠書類」を「証拠資料」に改める。

第69条の見出しを「(必要資料の提出)」に改め、同条中「書類等」を「資料等」に改める。

第71条第2号中「証拠書類」を「証拠資料」に改める。

第74条の見出しを「(証拠資料の整理)」に改め、同条第1項中「歳入の証拠書類」を「歳入及び歳出の証拠資料」に、「、収入日順により、款、項、目、節、細節」を「その他適切な分類」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「証拠書類」を「証拠資料」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1 斎苑管理課の項中「生活環境係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表男女共同参画センターの項中「男女共同参画センター」を「男女共同参画室」に改め、同表子育て相談課の項中「子育て係長及び係員」を「課長を除く課員」に、「助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納」を「所管に係る徴収金及びその附帯金の収納」に改め、同表一条高等学校の項中「一条高等学校」を「一条高等学校事務室」に改める。

別表第2 男女共同参画センター所長の項中「男女共同参画センター所長」を「男女共同参画室長」に改め、同表子育て相談課長の項中「助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納」を「所管に係る徴収金及びその附帯金の

収納」に改め、同表一条高等学校事務長の項中「一条高等学校事務長」を「一条高等学校事務室長」に改める。

別表第3中「書類」を「資料」に、「または」を「又は」に改める。

別表第4中「必要な書類」を「必要な資料」に、「示す書類」を「示す資料」に、「関係書類」を「関係資料」に改める。

別記第7号様式を別記第7号様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2

# 過誤納金還付命令書

伝票番号

-

年度	会計	所属		
予算区分 款 項 目 節 細節 細々節		起票日	年 月 日	
		決裁区分		
		予算現額		円
		調定額		円
		不納欠損額		円
		収入額		円
		還付額		円
収入未済額		円		
億 万 円 金額				
件名等	件名 支払予定日 年 月 日 支払方法			
	受取方法			
債権者				
備考				

別記第8号様式を別記第8号様式その1とし、同様式に次のように加える。  
その2

### 支出負担行為書

単件

伝票番号

年度	会計	所属			
予算区分 款 項 目  大 事 業 中 事 業 小 事 業  節 細 節 細 々 節				起 票 日	年 月 日
				決 裁 区 分	
				契 約 方 法	
				工 事 財 源	
				予 算 現 額	円
負 担 行 為 額	円				
予 算 残 額	円				
億 万 円					
金額					
消費税等 円					
件名等					
備考					
債権者	住 所 氏 名 代表者肩書 代表者名				
連番	品名コード	項目・品名	履行場所	数量	単価/金額

その3

# 支出負担行為書 (併合)

				伝票番号			
年度		会計			所属		
						起票日	年 月 日
						決裁区分	
						契約方法	
						億 万 円	
		金額					
						消費税等 円	
件名等							
債権者							
備考							



別記第9号様式に次のように加える。

その3

### 支出負担行為兼 支出命令書

				伝票番号			
年度		会計			所属		
予算区分 款 項 目  大 事 業 中 事 業 小 事 業  節 細 節 細 々 節					起 票 日	年 月 日	
					決 裁 区 分		
					契 約 方 法		
					予 算 現 額	円	
					負 担 行 為 額	円	
					予 算 残 額	円	
					支 出 額	円	
				支 出 済 額	円		
				支 払 回 数	回		
金額 <span style="margin-left: 100px;">億</span> <span style="margin-left: 100px;">万</span> <span style="margin-left: 100px;">円</span>							
控除	消費税等		円		差引支給額	円	
件名等							
備考							
債権者							
連番	品名コード	項目・品名	履行場所	数量	単価/金額		

その4

# 支出負担行為兼 支出命令書(併合)

				伝票番号												
年度		会計			所属											
					起 票 日	年 月 日										
					決 裁 区 分 契 約 方 法											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">金額</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> </tr> </table>								億	万	円		金額				
	億	万	円													
金額																
控除	消費税等		円	円	円	円										
件名等																
備考																
債権者																

別記第10号様式を別記第10号様式その1とし、同様に次のように加える。

その2

# 支出命令書

伝票番号

年度	会計	所属										
予算区分 款 項 目  大 事 業 中 事 業 小 事 業  節 細 節 細 々 節					起 票 日	年 月 日						
					決 裁 区 分							
					契 約 方 法							
					予 算 現 額	円						
					負 担 行 為 額	円						
					予 算 残 額	円						
					支 出 額	円						
					負 担 残 額	円						
					支 出 済 額	円						
					支 払 回 数	回						
控除	<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					金額						
	金額											
	消費税等	円		円	差引支給額	円						
件名等												
備考												
債権者												
連番	品名コード	項目・品名	履行場所	数量	単価/金額							

別記第12号様式を別記第12号様式その1とし、同様に次のように加える。

その2

支出命令書(併合)		伝票番号									
年度	会計	所属									
		起 票 日	年 月 日								
		決 裁 区 分 契 約 方 法									
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;"> </td> </tr> </table>			金額	億	万	円					
金額	億	万	円								
控除	消費税等	差引支給額									
件名等											
備考											
債権者											

別記第20号様式を別記第20号様式その1とし、同様式に次のように加える。  
その2

### 戻入命令書

伝票番号

年度	会計	所属			
予算区分 款 項 目  大 事 業 中 事 業 小 事 業  節 細 節 細 々 節				起 票 日	年 月 日
				決 裁 区 分	
				受 領 日	年 月 日
				予 算 現 額	円
				執 行 伺 額	円
				負 担 行 為 額	円
				予 算 残 額	円
		利 用 可 能 額	円		
		支 出 額	円		
億 万 円					
金額					
既支払額	円	正 当 額	円		
件名等					
返納者					
備考					

別記第 21 号様式を次のように改める。

第 21 号様式 (第 37 条、第 41 条関係)

(表)

### 相手方登録申請書

下記のとおり申請します。 提出日 年 月 日

(宛先) 奈良市長

新規・変更

どちらかに○をつけてください。変更があった場合は、変更箇所だけでなく、すべて記入してください。会社名称・個人名称が変更となった場合は、余白に(旧)〇〇として旧名称を記入してください。

**1 名称** 法人名・屋号・団体名 (株式会社・社団法人等の法人組織名称もご記入ください)  
フリガナ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

支店名・営業所名 \_\_\_\_\_

**2 氏名** 役職名・肩書き \_\_\_\_\_ 代表者氏名・個人氏名 (個人氏名を記入の場合はフリガナも記入)  
フリガナ \_\_\_\_\_

**3 住所** 郵便番号 \_\_\_\_\_ 代表者印、個人印または自署  
住所 (市内の方は、公称町名をご使用ください)

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_

**4 支払方法** いずれかに○をつけてください 1. 口座払 2. 納付書 3. 窓口払

**5 口座情報** 金融機関コード 



 支店コード

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・金庫 本店・支店・出張所  
農協 本所・支所

預金種目に○をつけてください  
1. 普通預金 2. 当座預金 4. 貯蓄預金 9. その他

口座番号 



 (通帳をご確認の上、お間違いのないよう  
ご記入ください)

口座名義人カナ

漢字 \_\_\_\_\_

**6 工事前払専用口座** 前払口座 ( 有 ・ 無 ) ※工事前払専用口座の記入は裏面へ



別記第27号様式を別記第27号様式その1とし、同様式に次のように加える。  
その2

### 科目更正書

		伝票番号																
年度		会計	所属															
起票日		決裁区分		課長														
更正元			更正先															
年度	会計																	
所属																		
予算区分 款 項 目																		
節 細 節 細々節																		
	予算現額	円	予算現額	円														
	調定額	円	調定額	円														
	振替前額	円	振替前額	円														
	振替後額	円	振替後額	円														
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>							億		万		円	金額						
		億		万		円												
金額																		
件名等																		
備考																		



別記第29号様式を次のように改める。  
第29号様式(第43条の3、第71条関係)  
その1

# 振替命令書

伝票番号

年度	会計	所属				
市長	副市長	部長	課長	係長		
			合 議 欄			
起票日					決裁区分	
振替元				振替先		
年度	会計					
所属						
予算区分 款 項目						
大 事業 中 事業 小 事業						
節 細 節 細々節						
予算現額	円	予算現額	円			
調定額	円	予算残額	円			
振替前額	円	振替前額	円			
振替後額	円	振替後額	円			
億 万 円						
金額						
件名等						
備考						

その2

# 振替命令書

伝票番号

年度	会計	所属
起票日	振替元	振替先
年度	会計	
所属		
予算区分 款 項 目  大 事 業 中 事 業 小 事 業  節 細 節 細 々 節		
予算現額	円	予算現額 円
予算残額	円	調定額 円
振替前額	円	振替前額 円
振替後額	円	振替後額 円
億 万 円		
金額		
件名等		
備考		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第20号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1号を加える。

(6) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

条例第6条第3号に規定する事業をいう。

第27条第1項に次の1号を加える。

(15) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

市内に住所を有する者で、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当する者で、市長が通勤時又は職場等における支援が必要と認めるもの

(ア) 65歳未満の者で重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給を受けることができるもの

(イ) 65歳以上の者で65歳に達する前5年間引き続き重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給を受けることができるものであって、65歳に達する日の前日において本事業を利用しているもの

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第2号から第7号までの助成金の対象となる事業主をいう。）に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が原則として10時間以上のもの。ただし、省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。

(イ) 自営業者等（アに掲げる者及び国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用等される者その他これらに準ずる者以外の者をいう。）であって、当該自営等に従事する時間が1週間のうち原則として0時間以上であり、当該自営等に従事することにより当該自営業者等の所得の向上が見込まれるもの

第28条第5項中「及び日中一時支援事業」を「、日中一時支援事業及び雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に改める。

別記第25号様式中

<input type="checkbox"/> 移動支援事業	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付事業
<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業
<input type="checkbox"/> 自動車改造助成事業	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業

を

<input type="checkbox"/> 移動支援事業	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付事業
<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業
<input type="checkbox"/> 自動車改造助成事業	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業
<input type="checkbox"/> 重度障害者等就労支援特別事業	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則別記第 25 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 4 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市子どもセンター条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元庸

### 奈良市規則第 21 号

奈良市子どもセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市子どもセンター条例（令和 3 年奈良市条例第 31 号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(業務の休業日及び実施時間)

第 2 条 センターの業務は、奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間実施する。ただし、発達支援親子教室は、日曜日及び月曜日並びに同条第 2 号及び第 3 号に掲げる日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時までの間実施する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、センターの業務は、市の休日（発達支援親子教室にあっては、同項ただし書に規定する日。以下この項において同じ。）に実施し、若しくは市の休日以外の日に実施せず、又は時間を変更して実施することができる。

(雑則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市子ども発達センター条例施行規則の廃止)

2 奈良市子ども発達センター条例施行規則（平成 24 年奈良市規則第 3 号）は、廃止する。

(令和 4 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市子どもセンター所長事務委任規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元庸

### 奈良市規則第 22 号

奈良市子どもセンター所長事務委任規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 32 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を奈良市子どもセンターの所長に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第 2 条 市長は、次に掲げる事務を奈良市子どもセンターの所長に委任する。ただし、異例又は重要と認められるものは、あらかじめ市長の指示を受け、事務処理後にそのてん末を市長に報告しなければならない。

(1) 児童福祉法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 法第 11 条第 1 項第 2 号ハの規定による調査及び判定に関すること。

イ 法第 24 条の 3 第 1 項の規定による障害児入所給付費の支給の申請の受理に関すること。

ウ 法第 24 条の 3 第 2 項の規定による障害児入所給付費の支給の要否の決定に関すること。

エ 法第 24 条の 3 第 4 項の規定による障害児入所給付費の支給期間の決定に関すること。

- オ 法第24条の3第6項の規定による入所受給者証の交付に関する事  
 カ 法第24条の4第1項の規定による入所給付決定の取消しに関する事  
 キ 法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還の請求に関する事  
 ク 法第24条の5の規定による入所給付決定の特例の認定に関する事  
 ケ 法第24条の19第1項の規定による指定障害児入所施設等の利用に関する情報の提供、相談及び助言に関する事  
 コ 法第24条の19第2項の規定による指定障害児入所施設等の利用に関するあつせん、調整及び要請に関する事  
 サ 法第24条の24第1項の規定による障害児入所給付費等の支給の要否の決定に関する事  
 シ 法第27条第1項の規定による児童又はその保護者の措置に関する事  
 ス 法第27条第2項の規定による指定発達支援医療機関への入院等の委託に関する事  
 セ 法第27条の2第1項の規定による児童自立支援施設又は児童養護施設への入所措置に関する事  
 ソ 法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致に関する事  
 タ 法第28条第1項の規定による児童虐待等の場合における措置に関する事  
 チ 法第28条第2項ただし書の規定による措置期間の更新に関する事  
 ツ 法第28条第3項の規定による審判が確定するまでの間の措置に関する事  
 テ 法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入調査等に関する事  
 ト 法第30条第1項及び第2項の規定による児童の同居に係る届出の受理に関する事  
 ナ 法第30条の2の規定による児童の保護に必要な指示又は報告に関する事  
 ニ 法第31条第2項及び第3項の規定による児童福祉施設等の在所年齢の延長等の措置に関する事  
 ヌ 法第31条第4項の規定による延長者に対する措置に関する事  
 ネ 法第33条第2項、第4項から第6項まで、第9項及び第11項の規定による児童の一時保護に関する事  
 ノ 法第33条の6第1項から第3項まで及び第5項（同条第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに同条第4項の規定による児童自立生活援助の実施等に関する事  
 ハ 法第57条の3第3項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示又は職員による質問に関する事  
 ヒ 法第57条の4第3項の規定による文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告に関する事  
 フ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第1条の2第2項の規定による生活上の援助等が必要な児童の認定に関する事  
 ヘ 令第30条の規定による里親への指導に関する事  
 ホ 令第33条の規定による児童を同居させた者の居住地変更等に係る通知に関する事  
 (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの  
 ア 法第8条の2第1項の規定による出頭要求等に関する事  
 イ 法第8条の2第2項の規定による告知に関する事（法第9条の2第2項において準用する場合を含む。）  
 ウ 法第8条の2第3項の規定による立入調査等に関する事  
 エ 法第9条第1項の規定による立入調査等に関する事  
 オ 法第9条の2第1項の規定による再出頭要求等に関する事  
 カ 法第9条の3第1項から第3項まで及び第5項の規定による臨検又は捜索に関する事  
 キ 法第10条第1項後段の規定による警察署長に対する援助要請に関する事  
 ク 法第10条の3の規定による臨検等の結果の報告の聴取に関する事  
 ケ 法第11条第4項の規定による勧告に関する事  
 コ 法第11条第5項の規定による必要な措置に関する事  
 サ 法第11条第7項の規定による保護者への指導その他の必要な措置に関する事  
 シ 法第13条第1項の規定による意見の聴取に関する事  
 ス 法第13条第2項の規定による助言に関する事  
 セ 法第13条の2の規定による施設入所等の措置の解除時の安全確認等に関する事

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日掲示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第23号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

(心理に関する指導をつかさどる所員の数の基準)

第1条の2 法第12条の3第7項の指導をつかさどる所員の数は、次条の規定により算定した児童福祉司の数を2で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)以上の数とする。

(児童福祉司の数)

第1条の3 法第13条第2項の児童福祉司の数は、各年度において第1号に掲げる数及び第2号に掲げる数を合計した数以上の数とする。

(1) 次号に掲げる業務以外の業務 ア及びイに掲げる数を合計した数

ア 子どもセンターの管轄区域における人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。イにおいて同じ。)を30,000で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)

イ (ア)に掲げる件数から(イ)に掲げる件数を控除して得た件数(その数が零を下回るときは、零とする。)を40で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)

(ア) 当該年度の前々年度において子どもセンターが児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。(イ)において同じ。)に係る相談に応じた件数

(イ) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口1人当たりの件数として厚生労働省令で定める数に子どもセンターの管轄区域における人口を乗じて得た件数

(2) 法第11条第1項第2号トに規定する里親に関する業務 奈良市が設置する児童相談所の数

(指導教育担当児童福祉司の数)

第1条の4 法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数は、前条の規定により算定した児童福祉司の数を6で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

第8条の12の見出し中「指定障害児通所支援事業者」を「指定障害児通所支援事業者等」に改め、同条中「含む。」の次に「又は法第24条の9第1項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)」を加え、「指定障害児通所支援事業者指定(更新)申請書」を「指定障害児通所支援事業者指定障害児入所施設指定(更新)申請書」に改める。

第8条の13中「第21条の5の20第1項」の次に「又は法第24条の13第1項」を加え、「指定障害児通所支援事業者指定変更申請」を「指定障害児通所支援事業者指定障害児入所施設指定変更申請書」に改める。

第8条の14の見出し中「指定障害児通所支援事業者」を「指定障害児通所支援事業者等」に改め、同条中「第4項」の次に「又は法第24条の13第3項」を、「規定による」の次に「変更の」を加え、「変更に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者変更届出書」を「指定障害児通所支援事業者指定障害児入所施設変更届出書」に改め、「事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書(別記第10号様式の19)により」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第21条の5の20第3項及び第4項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書(別記第10号様式の19)により行わなければならない。

第8条の15の見出しを「(指定障害児通所支援事業者の公示)」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(指定障害児入所施設の指定の辞退)

第8条の16 法第24条の14の規定による指定の辞退の届出は、指定障害児入所施設指定辞退届出書(別記第10号様式の20)により行わなければならない。

(指定障害児入所施設の公示)

第8条の17 法第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定障害児入所施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定に係る施設の名称及び所在地
- (3) 障害児入所施設の種類
- (4) 指定、指定の辞退及び指定の取消しの年月日

第11条の次に次の23条を加える。

(障害児入所給付費等の支給決定の申請)

第11条の2 法第24条の3第1項及び省令第25条の19第1項の規定による申請は、障害児入所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(別記第12号様式の2)により行わなければならない。

2 前項の申請があった場合において、障害児入所給付費を支給することの決定(以下「入所給付決定」という。)をしたとき、又は入所給付決定と併せて省令第25条の19第1項の申請に基づく特定入所障害児食費等給付費を支給することの決定(以下「入所給付決定等」という。)をしたときは決定の通知を、支給しないことを決定した場合はその旨の通知を当該障害児の保護者に書面で通知するものとする。

(入所受給者証等)

第11条の3 法第24条の3第6項の入所受給者証は、別記第12号様式の3とする。

2 法第24条の20に規定する指定障害児入所施設等を利用する障害児について入所給付決定等を行ったときは、当該障害児の保護者に対し、入所受給者証のほか障害児入所医療受給者証(別記第12号様式の4)を交付するものとする。

(障害児入所給付費支給申請内容の変更の届出)

第11条の4 省令第25条の7第7項に規定する届出書(省令第25条の11第5号に定める期間内において、省令第25条の7第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。)は、申請内容変更届出書とする。

(受給者証の再交付の申請)

第11条の5 省令第25条の7第10項に規定する申請書は、入所受給者証再交付申請書(別記第12号様式の5)とする。

(障害児入所給付費の支給決定変更の届出)

第11条の6 省令第25条の7第7項の規定による障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項の変更は、障害児入所給付費支給変更届出書兼利用者負担額減額・免除等変更届出書(別記第12号様式の6)によるものとする。

(入所給付決定の取消通知)

第11条の7 省令第25条の14第1項の規定による通知は、障害児入所給付費等支給決定取消通知書(別記第12号様式の7)により行うものとする。

(送致)

第11条の8 法第25条の8第1号又は法第26条第1項第3号若しくは第4号の規定による送致は、送致書(別記様式第13号の2)によるものとする。

(入所等の措置)

第11条の9 子どもセンター所長(以下「センター所長」という。)は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項、第28条第1項若しくは第2項ただし書又は法第31条第4項に規定する措置を採るときは、本人又はその保護者に対しては入所等措置決定通知書(別記第13号様式の3)により、里親、法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、法第27条第1項第3号に掲げる施設の長又は法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関の長(以下「里親等」という。)に対しては入所等措置依頼(委託)通知書(別記第13号様式の4)によりそれぞれ通知するものとする。

(入所等の措置の解除等)

第11条の10 センター所長は、前条の措置を解除し、停止し、変更し、延長し、又は停止を解除したときは、その旨を当該措置を受けた本人又はその保護者に対しては入所等措置解除(停止・変更・延長・停止解除)決定通知書(別記第13号様式の5)により、里親等に対しては入所等措置解除(停止・変更・延長・停止解除)通知書(別記第13号様式の6)により通知するものとする。

(児童福祉司等の指導措置)

第11条の11 センター所長は、法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号に規定する措置を採るときは、その旨を本人又はその保護者に対しては指導(指導委託)措置決定通知書(別記第13号様式の7)により、当該指

導を行う者又は当該指導を委託される者（以下次条において「関係機関」という。）に対しては指導依頼（委託）通知書（別記第13号様式の8）によりそれぞれ通知するものとする。

（児童福祉司等の指導措置の解除等）

第11条の12 前条に規定する措置を解除し、停止し、停止を解除し、又は他の措置に変更するときは、その旨を本人又はその保護者に対しては指導（指導委託）措置解除（停止・停止解除・変更）決定通知書（別記第13号様式の9）により、関係機関に対しては指導（指導委託）措置解除（停止・停止解除・変更）通知書（別記第13号様式の10）によりそれぞれ通知するものとする。

（身分を証明する証票）

第11条の13 法第29条並びに児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6に規定する身分を証明する証票は、別記第14号様式の2とする。

（同居届出書等）

第11条の14 法第30条第1項の規定による届出は、児童の同居届出書（別記第14号様式の3）によるものとする。

2 法第30条第2項の規定による届出は、児童の同居解消届出書（別記第14号様式の4）によるものとする。

（居住地変更届出書等）

第11条の15 前条第1項の規定による届出をした者は、当該児童とともに居住地を変更したときは、居住地変更届出書（別記第14号様式の5）を提出しなければならない。

2 令第33条の規定による通知書は、居住地変更通知書（別記第14号様式の6）によるものとする。

（一時保護等の通知）

第11条の16 法第33条第1項又は第2項（同条第12項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により児童に一時保護を行い、又は適当な者に委託して一時保護を行わせるときは、その旨を本人又はその保護者に対しては一時保護（委託）決定通知書（別記第14号様式の7）により、当該委託により一時保護を行う者に対しては一時保護委託通知書（別記第14号様式の8）により通知するものとする。

（一時保護の解除）

第11条の17 前条の規定による児童の一時保護又は一時保護の委託を解除するときは、その旨を本人又はその保護者に対しては一時保護（委託）解除決定通知書（別記第14号様式の9）により、当該委託により一時保護を行う者に対しては一時保護委託解除通知書（別記第14号様式の10）により通知するものとする。

（児童の所持物の売却）

第11条の18 センター所長は、法第33条の2の2第2項の規定により売却を必要とする物であって、高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は公告の後競買人がないものについては、この限りでない。

2 前項の規定による公告は、競売に対する物の名称、種類、数量、形状、競売の場所及び日時その他必要な事項を記入して公示するものとする。

（返還の公告）

第11条の19 法第33条の2の2第4項の規定による公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等の事項を記入して公示するものとする。

（遺留物の保管等）

第11条の20 法第33条の3第2項において準用する法第33条の2の2第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告については、第11条の18第1項及び前条の規定を準用する。

（児童自立生活援助の申込）

第11条の21 法第33条の6第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による児童自立生活援助の実施の申込みは、児童自立生活援助実施申込書（別記第15号様式の2）によらなければならない。

（児童自立生活援助の決定等）

第11条の22 センター所長は、前条の申込書の提出があった場合において、法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助を実施するときは、申込者には児童自立生活援助実施決定通知書（別記第15号様式の3）により、児童自立生活援助事業を行う者には委託通知書（別記第15号様式の4）により、それぞれ通知するものとする。

2 センター所長は、前条の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施を行わないときは、児童自立生活援助実施不承諾通知書（別記第15号様式の5）により、申込者に通知するものとする。

（児童自立生活援助の解除等）



第11条の23 センター所長は、法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施を解除し、又は変更したときは、申込者にとっては児童自立生活援助実施解除(変更)通知書(別記第15号様式の6)により、児童自立生活援助事業を行う者にとっては委託解除(変更)通知書(別記第15号様式の7)によりそれぞれ通知するものとする。

(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の開始の届出等)

第11条の24 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業開始届出書(別記第15号様式の8)によらなければならない。

2 法第34条の4第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業変更届出書(別記第15号様式の9)によらなければならない。

3 法第34条の4第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止(休止)届出書(別記第15号様式の10)によらなければならない。

第12条を次のように改める。

(里親の申請)

第12条 省令第36条の41第1項(省令第36条の47の規定により同項の規定に準じてなされる申請を含む。)、第2項及び第3項に規定する申請は、里親認定・登録申請書(別記第16号様式の2)によらなければならない。

第12条の次に次の4条を加える。

(里親登録決定通知等)

第12条の2 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、里親名簿に登録することを決定したときは里親登録決定通知書(別記第16号様式の3)により、登録しないことを決定したときは里親申請却下決定通知書(別記第16号様式の4)により通知するものとする。

(里親登録事項の変更)

第12条の3 省令第36条の43第1項の規定による届出は、里親登録消除届出書(別記第16号様式の5)によらなければならない。

2 省令第36条の43第2項の規定による届出は、里親登録事項変更届出書(別記第16号様式の6)によらなければならない。

(里親登録の更新)

第12条の4 省令第36条の46第1項及び第3項の規定による申請は、里親登録更新申請書(別記第16号様式の7)によるものとする。

2 第12条の3の規定は、前項の申請について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、里親登録を更新することを決定した場合は、里親登録更新決定通知書(別記第16号様式の8)により通知するものとする。

(里親登録の抹消)

第12条の5 省令第36条の44第1項第1号の規定による届出は、里親登録消除届出書(別記第16号様式の9)によらなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(縁組承諾許可申請書等)

第13条の2 省令第39条第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書(別記第19号様式の2)によらなければならない。

2 センター所長は、前項の申請書の提出があった場合において、養子縁組の許否を決定したときは、養子縁組承諾許可(不許可)通知書(別記第19号様式の3)により通知するものとする。

別記第10号様式の16から別記第10号様式の18までを次のように改める。

第 10 号様式の 16 (第 8 条の 12 関係)

受付番号

指定障害児通所支援事業者  
指定障害児入所施設

指定(更新)申請書

年 月 日

(宛先)奈良市長

申請者  
(設置者)

所在地  
名称  
代表者

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設に係る指定(更新)を受けたいので、

次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号	—	)
		市		
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先   電話番号		FAX 番号	
代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
代表者の住所	(郵便番号	—	)	
	市			
指定を受けようとする事業等の種類	フリガナ			
	名称			
	施設又は事業所の所在地	(郵便番号	—	)
		奈良市		
	事業等の種別	指定申請する事業等の支援開始年月日	様 式	
	同一所在地において行う事業等の種類	事 業 者 番 号		
備 考				

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第10号様式の17 (第8条の13関係)

受付番号

指定障害児通所支援事業者 指定変更申請書
指定障害児入所施設

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者 (設置者) 所在地 名称 代表者

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設に係る指定の変更を受け

たいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

Application form table with sections for '申請者(設置者)' and '変更を受けようとする事業等の種類'. Includes fields for name, address, contact info, and business details.

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
5 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第10号様式の18(第8条の14関係)

指定障害児通所支援事業者  
指定障害児入所施設 変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所	事業所番号										
	名	称	所	在	地	サ	ー	ビ	ス	の	種
変更があった事項	変更の内容										
1 事業所(施設)の名称	(変更前)										
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)											
3 申請者(設置者)の名称											
4 主たる事務所の所在地											
5 代表者の氏名、生年月日、住所又は職名											
6 登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)											
7 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること											
8 事業所(施設)の平面図及び設備の概要	(変更後)										
9 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所又は職歴											
10 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所又は職歴											
11 主たる対象者											
12 運営規程											
13 協力医療機関の名称若しくは診療科目又は当該協力医療機関との契約内容											
14 その他( )											
変更年月日	年 月 日										

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第10号様式の19の次に次の1様式を加える。  
第10号様式の20(第8条の16関係)

指定障害児入所施設指定辞退届出書

年 月 日

(宛先)奈良市長

届出者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号													
指定を辞退する施設	名称													
	所在地													
指定を受けた年月日		年 月 日												
指定を辞退する年月日		年 月 日												
指定を辞退する理由														
現に施設に入所している者に対する措置														

(注) 指定を辞退する日の3箇月前までに届け出てください。

別記第12号様式の次に次の6様式を加える。

第12号様式の2(第11条の2関係)

障害児入所給付費等支給申請書兼  
利用者負担額減額・免除等申請書

(宛先) 奈良市子どもセンター所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏名	個人番号:				
申請者	居住地	〒		電話番号		
	フリガナ			生年月日	年 月 日	
申請者	支給申請に係る児童氏名	個人番号:		続柄		
	身体障害者手帳番号	療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	疾病名		
被保険者証の記号及び番号(※)			保険者番号及び保険者名(※)			

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者番号及び保険者名」欄は、医療型障害児入所施設利用を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等
	障害児通所支援 障害児入所支援	利用中のサービスの種類と内容等
申請する支援	支援の種類	
	<input type="checkbox"/> 障害児入所支援  <input type="checkbox"/> 指定発達支援医療機関	申請に係る具体的内容

申請する減免の種類	<p><input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯</li> <li>2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下の者</li> <li>3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</li> <li>4. 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者</li> </ol>	
	<p><input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者であるため、医療型個別減免を申請します。</p>	
	<p><input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定(医療型施設を除く。) 障害児入所施設入所者であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。</p>	
	<p><input type="checkbox"/> IV 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置( <input type="checkbox"/>自己負担減免措置 <input type="checkbox"/>補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒  電話番号		

第 12 号様式の 3 (第 11 条の 3 関係)

表面

(一)		(二)		(三)		
障害児入所受給者証		入所給付決定の内容		入所給付決定の内容		
受給者証番号		施設支援の種類及び内容		指定障害児入所施設等の名称	入所日・退所日	施設確認印
入所給付決定者	居住地	給付決定期間	特定入所障害児食費等給付費の支給内容		入所日	
	フリガナ	支給額			年 月 日	
	氏名	適用期間	退所日	年 月 日		
児童	フリガナ	利用者負担に関する事項			入所日	
	氏名	負担上限月額	年 月 日			
	生年月日	適用期間	退所日	年 月 日		
交付年月日		特記事項		予備欄		
支給決定者名及び印						
長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>						

(注) 第四面及び第五面に注意事項を記載する。



第12号様式の4 (第11条の3関係)

障害児入所医療受給者証										
公費負担番号										
公費受給者番号										
入所給付決定者	フリガナ									
	居住地									
	フリガナ						生年月日			
	氏名									
児童	フリガナ						生年月日			
	氏名									
	被保険者証の記号及び番号				保険者番号及び保険者名					
負担上限額		障害児入所医療 (食事療養を除く。)								
		食事療養								
適用期間										
交付年月日										
支給決定者名及び印		長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>								

(注) 裏面に注意事項を記載する。

第12号様式の5(第11条の5関係)

入所受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)奈良市子どもセンター所長

入所受給者証の再交付について申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号:		
	居住地	電話番号:		
	フリガナ		続柄	
	給付決定に係る児童氏名	個人番号:	生年月日	年 月 日
	支援の内容		受給者証番号	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所			

申請の理由	<input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他(具体的理由を記入: )
-------	---

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
- 2 交付を受けている通所・入所受給者証を添付してください(紛失した場合は除きます。)

第12号様式の6 (第11条の6関係)

障害児入所給付費支給変更届出書兼  
利用者負担額減額・免除等変更届出書

(宛先) 奈良市子どもセンター所長  
次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

届出者	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏名	個人番号:				
	居住地	〒		電話番号		
支給申請に係る 児童氏名	フリガナ			生年月日	年 月 日	
		個人番号:		続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名
被保険者証の記号及び番号(※)					保険者番号及び保険者名(※)	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者番号及び保険者名」欄は、医療型障害児入所施設利用を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
-----------	----------------	-----------------

変更の理由	
-------	--

変更を届出する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 障害児入所支援  <input type="checkbox"/> 指定発達支援医機関	

変更を届出する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2. 市区町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下の者 3. 市区町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4. 市区町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者であるため、医療型個別減免を申請します。
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定(医療型施設を除く。) 障害児入所施設入所者であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置( <input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。
変更内容	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
	電話番号		

第12号様式の7(第11条の7関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市子どもセンター所長



障害児入所給付費等支給決定取消通知書

児童福祉法第24条の4第1項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します。

記

受給者証番号		給付決定(保護)者氏名	
給付決定取消日		給付決定に係る児童氏名	
取消理由			

受給者証を返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は不要です。

返還先

返還期限

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消し訴訟の教示を記載する。

別記第13号様式の次に次の9様式を加える。  
 第13号様式の2(第11条の8関係)

年 月 日

(宛先) 様

印

送致書

児童福祉法 法第25条の8第1号  
 法第26条第1項第3号  
 法第26条第1項第4号  
 の規定により、下記のとおり送致します。

記

児童	氏名		
	生年月日		
	保育所・学校等利用状況		
	電話		
	現住所		
	本籍		
保護者	氏名		続柄
	生年月日		
	職業		
	電話		
	現住所		
保護者	氏名		続柄
	生年月日		
	職業		
	電話		
	現住所		
送致理由			
送致に当たっての意見			
ケース概要			
対応経過			
ケース担当			
添付資料			

第13号様式の3 (第11条の9関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市子どもセンター所長 

入所等措置決定通知書

児童福祉法 第27条第1項第3号  
 第27条第2項  
 第27条の2第1項  
 第28条第1項  
 第28条第2項ただし書  
 第31条第4項

の規定に基づき、下記のとおり措置を決定しましたので

通知します。

記

児 童 氏 名 ( 延 長 者 氏 名 )		性別	
生 年 月 日 ( 延 長 者 生 年 月 日 )			
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
措 置 名			
措 置 年 月 日			
施 設 等	名 称		
	所 在 地		
措 置 の 理 由			
備 考			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第13号様式の4 (第11条の9関係)

第 年 月 号  
日

様

奈良市子どもセンター所長 

入所等措置依頼(委託)通知書

児童福祉法 第27条第1項第3号  
第27条第2項  
第27条の2第1項  
第28条第1項  
第28条第2項ただし書  
第31条第4項

の規定に基づき、下記のとおり措置を決定しましたので

通知します。

記

児 童 氏 名 ( 延 長 者 氏 名 )		性別	
児 童 生 年 月 日 ( 延 長 者 生 年 月 日 )			
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
措 置 名			
措 置 ( 委 託 ) 年 月 日			
施 設 等	名 称		
	所 在 地		
理 由			
加 算			
備 考			



第13号様式の5 (第11条の10関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市子どもセンター所長



入所等措置解除 (停止・変更・延長・停止解除) 決定通知書

第27条第1項第3号  
 第27条第2項  
 第27条の2第1項  
 第28条第1項  
 第28条第2項ただし書  
 第31条第4項

下記のとおり児童福祉法  
 の規定に基づく入所等措置の

解除  
 停止  
 変更  
 延長  
 停止解除

を

決定しましたので通知します。

記

児童氏名 (延長者氏名)		性別	
児童生年月日 (延長者生年月日)			
保護者氏名		続柄	
住所			
年月日又は期間			
施設等	名称		
	所在地		
理由			
備考			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第13号様式の6 (第11条の10関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市子どもセンター所長



入所等措置解除 (停止・変更・延長・停止解除) 通知書

下記のとおりに児童福祉法  
 第27条第1項第3号  
 第27条第2項  
 第27条の2第1項  
 第28条第1項  
 第28条第2項ただし書  
 第31条第4項

の規定に基づく入所等措置の  
 解除  
 停止  
 変更  
 延長  
 停止解除

を

決定しましたので通知します。

記

児童氏名 (延長者氏名)		性別	
児童生年月日 (延長者生年月日)			
保護者氏名		続柄	
住所			
年月日又は期間			
施設等	名称		
	所在地		
理由			
備考			

第13号様式の7(第11条の11関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市子どもセンター所長



指導(指導委託)措置決定通知書

児童福祉法 第26条第1項第2号 第27条第1項第2号 の規定に基づき、下記のとおり指導(指導委託)措置  
 を採ることを決定しましたので通知します。

記

児 童 氏 名		性別	
児 童 生 年 月 日			
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
措 置 名			
開 始 年 月 日			
担 当	担 当 者 又 は 機 関		
	所 属 又 は 所 在 地		
理 由			
備 考			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第13号様式の8 (第11条の11関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市子どもセンター所長



指導依頼(委託)通知書

児童福祉法 第26条第1項第2号  
第27条第1項第2号

の規定に基づき、下記のとおり指導措置を決定しました

ので指導を依頼します。

記

児 童 氏 名		性 別	
児 童 生 年 月 日			
保 護 者 氏 名		続 柄	
住 所			
指 導 開 始 年 月 日			
担 当	担 当 者 又 は 機 関		
	所 属 又 は 所 在 地		
指 導 の 理 由			
備 考			

第13号様式の9 (第11条の12関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市子どもセンター所長



指導(指導委託)措置解除(停止・停止解除・変更)決定通知書

下記のとおり児童福祉法 第26条第1項第2号 第27条第1項第2号 の規定に基づく指導(指導委託)措置

の 解除  
停止  
停止解除  
変更 を決定しましたので通知します。

記

児 童 氏 名		性別	
児 童 生 年 月 日			
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
措 置 名			
年 月 日 又 は 期 間			
担 当	担 当 者 又 は 機 関		
	所 属 又 は 所 在 地		
理 由			
備 考			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第13号様式の10 (第11条の12関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市子どもセンター所長



指導(指導委託)措置解除(停止・停止解除・変更)通知書

下記のとおり児童福祉法 第26条第1項第2号 第27条第1項第2号 の規定に基づく指導(指導委託)措置

解除  
の 停止  
停止解除  
変更 を決定しましたので通知します。

記

児 童 氏 名		性別	
児 童 生 年 月 日			
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
措 置 名			
年 月 日 又 は 期 間			
担 当	担 当 者 又 は 機 関		
	所 属 又 は 所 在 地		
理 由			
備 考			

別記第14号様式の次に次の9様式を加える。  
 第14号様式の2（第11条の13関係）

(表)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日      年    月    日生</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">写 真</p> </div> <p>年    月    日交付</p> <p>年    月    日限り有効</p> <p style="margin-top: 20px;">奈良市長                      印</p> </div>
---

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加し記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

第14号様式の3 (第11条の14関係)

児童の同居届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市子どもセンター所長

届出者  
住所  
氏名

児童福祉法第30条第1項の規定により、届け出ます。

児童を同居させている者	届出者	生年月日		性別		職業	
	同居している親族及び同居人	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
同居している児童	氏名		性別		生年月日		届出者との続柄
	前住所						
	同居の理由			就学等の状況			
	親権者又は後見人	氏名		性別		生年月日	
住所						児童との続柄	
同居を始めた日				同居の予定期間			
児童の生活費の負担							
児童の受託の際の仲介人	氏名		性別		生年月日		職業
	住所					児童との関係	
同居の児童を働かせている場合は、仕事の内容、労働条件等							



第14号様式の4(第11条の14関係)

児童の同居解消届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市子どもセンター所長

届出者  
住所  
氏名

児童福祉法第30条第2項の規定により、届け出ます。

同居していた児童の氏名	
同居していた児童の生年月日	
同居の届出年月日	
同居をやめた年月日	
同居をやめた理由	

第14号様式の5 (第11条の15関係)

居住地変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市子どもセンター所長

届出者  
住所  
氏名

居住地を変更したので、届け出ます。

児 童	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
	新 住 所			
	旧 住 所			
同居している 児童に関する 事項の変更	学 校 関 係			
	そ の 他			
備 考				

第14号様式の6(第11条の15関係)

第 年 月 日

(宛先) 様

奈良市子どもセンター長



居住地変更通知書

児童福祉法第30条第1項の届出のあった者が、居住地を変更したので通知します。

児童を同居させている者	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
	新 住 所			
	旧 住 所			
児 童	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
参 考 事 項				
備 考				

第14号様式の7 (第11条の16関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市子どもセンター所長



一時保護 (委託) 決定通知書

児童福祉法第33条の規定に基づき、下記のとおり一時保護 (委託) を行うことを決定しましたので通知します。

記

児 童 氏 名 ( 延 長 者 氏 名 )		生年月日	
児 童 住 所 ( 延 長 者 住 所 )			
保 護 者 氏 名		続柄	
一 時 保 護 ( 委 託 ) 開 始 日			
一 時 保 護 名 称			
( 委 託 ) の 施 設 所 在 地			
理 由			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第14号様式の8 (第11条の16関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市子どもセンター所長



一時保護委託通知書

児童福祉法第33条の規定に基づき、下記のとおり一時保護を委託します。

記

児 童 氏 名 ( 延 長 者 氏 名 )		生年月日	
児 童 住 所 ( 延 長 者 住 所 )			
保 護 者	氏 名	続柄	
	住 所		
一 時 保 護 委 託 開 始 日			
一 時 保 護 委 託 の 施 設 等	名 称		
	所 在 地		
理 由			

第14号様式の9 (第11条の17関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市子どもセンター所長



一時保護（委託）解除決定通知書

下記のとおり、児童福祉法第33条の規定に基づく一時保護（委託）の解除を決定しましたので通知します。

記

児 童 氏 名 ( 延 長 者 氏 名 )		生年月日	
児 童 住 所 ( 延 長 者 住 所 )			
保 護 者 氏 名		続柄	
一 時 保 護 ( 委 託 ) 開 始 日			
一 時 保 護 ( 委 託 ) 解 除 日			
一 時 保 護 ( 委 託 ) の 施 設 等	名 称		
	所 在 地		
解 除 理 由			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第14号様式の10 (第11条の17関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市子どもセンター所長



一時保護委託解除通知書

下記のとおり、児童福祉法第33条の規定に基づく一時保護委託の解除を決定しましたので通知します。

記

児 童 氏 名 ( 延 長 者 氏 名 )		生年月日	
児 童 住 所 ( 延 長 者 住 所 )			
保 護 者	氏 名	続柄	
	住 所		
一 時 保 護 委 託 開 始 日			
一 時 保 護 委 託 解 除 日			
一 時 保 護 委 託 の 施 設 等	名 称		
	所 在 地		
解 除 理 由			

別記第15号様式の次に次の9様式を加える。

第15号様式の2(第11条の21関係)

児童自立生活援助実施申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市子どもセンター所長

申込者 住 所  
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童自立生活援助の実施を希望しますので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、申し込みます。

児童自立生活援助実施希望者	フリガナ		性 別	
	氏名			
	個人番号			
	居住地			
	生年月日		職 業	
入居を希望する住居	名 称			
	所 在 地			
児童自立生活援助の実施を希望する理由				
開始希望年月日				
備 考				



第15号様式の3(第11条の22関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市子どもセンター所長



児童自立生活援助実施決定通知書

年 月 日付けであった児童福祉法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の申込について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童自立生活援助の提供を受ける者	フリガナ			性別	
	氏名				
	居住地				
	生年月日			職業	
児童自立生活援助事業者の名称及び所在地	名称				
	所在地				
委託開始の時期					
援助の実施理由					
備考					

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消し訴訟の教示を記載する。

第15号様式の4(第11条の22関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市子どもセンター長 印

委託通知書

児童福祉法第33条の6第1項の規定により、下記のとおり児童自立支援の実施を委託します。

記

児童自立生活援助の提供を受ける者	フリガナ		性別	
	氏名			
	居住地			
	生年月日		職業	
委託年月日				
備考				

第15号様式の5(第11条の22関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市子どもセンター所長



児童自立生活援助実施不承諾通知書

年 月 日付けであった児童自立生活援助の申込について、下記の理由により実施しないことを決定したので通知します。

記

理 由	
-----	--

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消し訴訟の教示を記載する。

第15号様式の6(第11条の23関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市子どもセンター所長



児童自立生活援助実施解除(変更)通知書

次の者の児童福祉法第33条の6第1項の児童自立生活援助の実施について、

解除 することとしましたので通知します。  
変更

記

児童自立生活援助の提供を受ける者	フリガナ		性別	
	氏名			
	居住地			
	生年月日		職業	
児童自立生活援助事業者の名称及び所在地	名称			
	所在地			
児童自立生活援助の実施の変更・解除日				
児童自立生活援助の実施の変更・解除の理由				
変更の内容				
備考				

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第15号様式の7 (第11条の23関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市子どもセンター所長



委託解除 (変更) 通知書

年 月 日付で委託した、児童福祉法第33条の6第1項の児童自立生活援助

の実施について、解除  
変更 することとしましたので通知します。

記

児童自立生活援助の提供を受ける者	フリガナ		性別	
	氏名			
	居住地			
	生年月日		職業	
児童自立生活援助の実施の変更・解除日				
児童自立生活援助の実施の変更・解除の理由				
変更の内容				
備	考			

第15号様式の8(第11条の24関係)

児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業開始届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童自立生活援助事業

を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により下記のとおり届

小規模住居型児童養育事業

け出ます。

記

開始しようとする事業	種 類	児童自立生活援助事業 ・ 小規模住居型児童養育事業	
	内 容		
経 営 者	氏 名 (名称)		
	住 所 (所在地)		
職 員	職 種	職 務 の 内 容	定 数
			人
			人
			人
		合 計	人
当該事業の用に供する施設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
事業開始予定年月日		年 月 日	

注 1 「開始しようとする事業」欄は、「種類」欄の該当する事項を○で囲み、「内容」欄にその事業の実施内容を簡潔に記入してください。

2 「経営者」欄は、当該事業を経営する者が個人である場合にあつてはその者の氏名及び住所を、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にあつてはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入してください。

第15号様式の9(第11条の24関係)

児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童福祉法第34条の4第1項の規定により届け出た事項に変更がありましたので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る施設	名 称		
	所在地		
開始年月日	年 月 日		
変更事項			
変更内容	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 1 主な職員に変更が生じた場合は、その経歴書を添付してください。

2 条例、定款その他の基本約款、運営規程又は施設及び設備の状況に変更が生じた場合は、変更後の内容を示す書類を添付してください。

第15号様式の10 (第11条の24関係)

児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業・廃止(休止)届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童自立生活援助事業  
小規模住居型児童養育事業

を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の4第3項の規定に

より下記のとおり届け出ます。

記

廃止(休止)しようとする施設	名 称	
	所在地	
開 始 年 月 日		年 月 日
廃 止 ( 休 止 ) 理 由		
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置		
廃 止 期 日 又 は 休 止 予 定 期 間		



別記第16号様式の次に次の8様式を加える。

第16号様式の2(第12条関係)

里親認定・登録申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所  
氏名

児童福祉法第6条の4に規定する里親になることを希望するので、児童福祉法施行規則第36条の41の規定により申請します。

希望する里親の種類		<input type="checkbox"/> 養育里親 <input type="checkbox"/> 専門里親 <input type="checkbox"/> 養子縁組里親 <input type="checkbox"/> 親族里親			
申請者及びその同居家族	氏名	生年月日	続柄	職業	健康状態
	個人番号				
研修終了(見込)年月日					
里親になることを希望する理由					
1年以内の期限を定めて、養育をすることを希望(養育里親・専門里親のみ)		<input type="checkbox"/> 希望する(理由: ) <input type="checkbox"/> 希望しない			
従前に里親であったことの有無(ある場合には、登録自治体名)		<input type="checkbox"/> ある ⇒ (登録自治体名: ) <input type="checkbox"/> ない			
専門里親の申請をする場合		該当する要件 <input type="checkbox"/> イ 養育里親として3年以上委託児童の養育の経験を有する者 <input type="checkbox"/> ロ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者 <input type="checkbox"/> ハ 奈良市長がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者  委託児童の養育に専念できる事実 ( )			

第16号様式の3 (第12条の2関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市長 

里親登録決定通知書

年 月 日付けであった申請について、里親名簿に登録することを決定したので、児童福祉法施行規則第36条の42第3項の規定により通知します。


記

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
登 録 した 里 親 の 種 類	
登 録 有 効 期 間 満 了 日	
特 記 事 項	

第16号様式の4（第12条の2関係）

第 年 月 号 日

様

奈良市長 

里親申請却下通知書

年 月 日付けであった申請について、審査の結果、里親名簿に登録しないことを決定したので、児童福祉法施行規則第36条の42第3項の規定により通知します。

記

却下の理由	
-------	--

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消し訴訟の教示を記載する。

第16号様式の5 (第12条の3関係)

里親登録消除届出書

年 月 日

(宛先)奈良市長

届出者  
住所  
氏名

児童福祉法施行規則第36条の43第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

里 親 の 氏 名	
里 親 の 種 類	
届 出 事 項	<input type="checkbox"/> 里親が死亡した <input type="checkbox"/> 本人又はその同居人が児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれかに該当するに至った <input type="checkbox"/> 児童福祉法施行規則第1条の35に規定する要件に該当しなくなった
届 出 事 項 該 当 年 月 日	
備 考	

第16号様式の6 (第12条の3関係)

里親登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者  
住所  
氏名

児童福祉法施行規則第36条の43第2項の規定により、届け出ます。

里 親 の 氏 名		
里 親 の 種 類		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
備 考		

第16号様式の7(第12条の4関係)

里親登録更新申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所  
氏名

里親登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46の規定により、申請します。

登録の更新を受けようとする里親の種類		<input type="checkbox"/> 養育里親 <input type="checkbox"/> 専門里親 <input type="checkbox"/> 養子縁組里親			
里親登録年月日					
申請者及びその同家族	氏名	生年月日	続柄	職業	健康状態
	個				
	人				
	番				
	名				
	号				
更新研修終了(見込)年月日					
更新を希望する理由					
1年以内の期限を定めて、養育をすることの希望(養育里親・専門里親のみ)		<input type="checkbox"/> 希望する(理由 ) <input type="checkbox"/> 希望しない			
専門里親の申請をする場合		委託児童の養育に専念できる事実 ( )			
備考					

第16号様式の8 (第12条の4関係)

第 年 月 号 日

様

奈良市長



里親登録更新決定通知書

年 月 日付けであった里親登録の更新申請について、更新することを決定したので通知します

記

登 録 更 新 年 月 日	
登 録 番 号	
登 録 し た 里 親 の 種 類	
登 録 有 効 期 間 満 了 日	
特 記 事 項	

第16号様式の9（第12条の5関係）

里親登録消除申出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申出者  
住所  
氏名

里親登録の削除について、児童福祉法施行規則第36条の44第1項第1号の規定により、里親登録の消除を申し出ます。

里 親 の 氏 名	
里 親 の 種 類	
里 親 登 録 年 月 日	
消 除 申 出 の 理 由	
備 考	



別記第19号様式の次に次の2様式を加える。  
第19号様式の2(第13条の2関係)

養子縁組許諾許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市子どもセンター所長

届出者  
住所  
氏名

民法第797条の規定による養子縁組の承諾をしたいので、児童福祉法第47条の規定により、申請します。

養子にしようとする児童	氏 名		年 齢 (生年月日)	
	住 所		性 別	
	本 籍			
	親権者又は後見人がいない理由			
養親になろうとする者	養 父 氏 名		年 齢 (生年月日)	職 業
	養 母 氏 名		年 齢 (生年月日)	職 業
	住 所			
	本 籍			
	家 族 状 況			
養子縁組を適当と認める理由				
備 考				

第19号様式の3 (第13条の2関係)

第 年 月 日  
号 日

様

奈良市子どもセンター所長



養子縁組承諾許可 (不許可) 通知書

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法第47条の規定による養子縁組の承諾について、  
 許可 不許可 を決定したので通知します。

記

養子にしようとする児童	氏 名		年 齢 (生年月日)	
	住 所		性 別	
	本 籍			
	入所している施設			
養親になろうとする者	養 父 氏 名		職 業	
	養 母 氏 名		職 業	
	住 所			
	本 籍			
不 適 当 と 認 め る 理 由				
備 考				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則  
児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則

第1条中「実施又は」を「実施、」に改め、「の実施」の次に「又は法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による児童福祉施設入所等の措置若しくは法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施」を加える。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 児童福祉施設入所等の措置の場合 扶養義務者
- (4) 児童自立生活援助の実施の場合 当該援助を受けた者

第3条を次のように改める。

(徴収金の額)

第3条 前条の規定により市長が徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 助産の実施 別表第1の在籍入所者の属する世帯の階層区分に応じて定まる額
- (2) 母子保護の実施 別表第2の各月初日の在籍世帯の階層区分に応じて定まる額
- (3) 児童福祉施設入所等の措置及び児童自立生活援助の実施 別表第3の各月初日の在籍世帯の階層区分に応じて定まる額

第5条を次のように改める。

(納入の方法)

第5条 納入義務者は、徴収金を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに納入しなければならない。

- (1) 助産の実施 助産施設への入所の日から15日以内
- (2) 母子保護の実施 毎月分の徴収金をその月（月の中途において保護を開始した場合の当該月分の徴収金は、当該月の翌月）の末日まで
- (3) 児童福祉施設入所等の措置及び児童自立生活援助の実施 毎月分の徴収金をその月（月の中途において保護、措置又は援助の実施を開始した場合の当該月分の徴収金は、当該月の翌月）の末日まで

第6条第1項中「又は疾病」を「、疾病又は天災その他災害」に改める。

別表第1備考第1項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第2備考第1項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

1 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）入所等の措置及び児童自立生活援助に係る徴収金額表

各月初日の在籍入所者の属する世帯の階層区分	徴収金（月額）
-----------------------	---------

		児童入所施設	自立援助ホーム	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	2,200	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600	3,300
D2		9,001円から27,000円まで	9,000	4,500
D3		27,001円から57,000円まで	13,500	6,700
D4		57,001円から93,000円まで	18,700	9,300
D5		93,001円から177,300円まで	29,000	14,500
D6		177,301円から258,100円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）	20,600
D7		258,101円から348,100円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。）
D8		348,101円から456,100円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴

			収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは、68,700 円とする。)	収。ただし、その額が 34,300 円を超えるときは、34,300 円とする。)
D9		456,101 円から 583,200 円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは、85,000 円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 42,500 円を超えるときは、42,500 円とする。)
D10		583,201 円から 704,000 円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは、102,900 円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 51,400 円を超えるときは、51,400 円とする。)
D11		704,001 円から 852,000 円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは、122,500 円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 61,200 円を超えるときは、61,200 円とする。)
D12		852,001 円から 1,044,000 円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは、143,800 円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 71,900 円を超えるときは、71,900 円とする。)
D13		1,044,001 円から 1,225,500 円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは、166,600 円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 83,300 円を超えるときは、83,300 円とする。)
D14		1,225,501 円から 1,426,500 円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額（全額徴

			収。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。)	収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収)	その月のその入所世帯に係る措置費の支弁額(全額徴収)
<p>備考</p> <p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の規定によつて再計算しないものとする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「児童入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「ファミリーホーム」という。)及び里親をいう。</p> <p>5 この表の「自立援助ホーム」とは、児童自立生活援助事業をいう。</p> <p>6 在籍入所者の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。</p> <p>(1) 扶養義務者のいない世帯(児童自立生活援助の実施を受けた者は、扶養義務者のいない世帯とみなす。)</p> <p>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。)又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>エ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者のいる世帯等特に困窮していると市長が認めた世帯</p>				

- 7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の徴収額に0.1を乗じた額をもってその児童等の徴収額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が法第21条の5の3の障害児通所給付費を支給されている場合における当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、別に定めるところによる。
- 8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設に入所している児童が児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、0円とする。

2 障害児入所施設等入所の措置に係る徴収金額表

各月初日の在籍入居者の属する世帯の階層区分		徴収額（月額）	
		障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）		円 0
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯		2,200
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600
D2		12,001円から30,000円まで	9,000
D3		30,001円から60,000円まで	13,500
D4		60,001円から96,000円まで	18,700
D5		96,001円から189,000円まで	29,000
D6		189,001円から277,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）
D7		277,001円から348,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円

			を超えるときは、54,200円とする。)
D8		348,001円から 465,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。)
D9		465,001円から 594,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。)
D10		594,001円から 716,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。)
D11		716,001円から 864,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。)
D12		864,001円から 1,056,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。)
D13		1,056,001円から 1,238,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。)
D14		1,238,001円から 1,439,000円まで	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。)
D15		1,439,001円以上	その月のその被措置者に係る措置費の支弁額(全額徴収)
<p>備考</p> <p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについての規定によつて再計算しないものとする。</p> <p>3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第</p>			



- 314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 被措置者の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。
- (1) 扶養義務者のいない世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 次に掲げる者（社会福祉施設に措置された者、法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳の交付を受けた者
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者のいる世帯等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の徴収額に0.1を乗じて得た額をもつてその児童等の徴収金とする。
- 6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収金を上限として徴収することができる。
- 7 前項の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第4条関係)

(納入義務者) 様	第 年 月 日 奈良市長 氏 名 印
徴収金決定(変更)通知書	
児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則第3条の規定による徴収金の額を次のとおり決定(変更)しましたので通知します。	
なお、徴収金は、{ 年 月 日 } までに別途送付します納入通知書により指定の場所に納入してください。	
徴収金の額	年 月分 円 年 月分から月額 円
入所者氏名	
施設名	
備考 (変更の理由)	
(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。	

別記第2号様式中「児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則」を「児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の保護、措置又は援助の実施に係る費用の徴収について適用し、同日前の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

3 令和元年7月1日前から引き続き法第27条第1項第3号の措置又は法第33条の6の児童自立生活援助（別表第3の2の表に規定する障害児入所施設への措置を除く。）を受けている者が属する世帯の階層区分の認定に係る所得割の額については、当該措置又は援助を解除するまでの間、別表第3の1の表備考第1項及び控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によって計算するものとする。

4 令和元年6月1日前から引き続き法第27条第1項第3号又は第2項の措置（別表第3の2の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）への措置に限る。）を受けている者が属する世帯の別表第3の2の表の規定により算定した徴収金の額が、児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（令和2年5月奈良県規則第6号）附則第7項に基づき決定された徴収金の額（以下「旧徴収金額」という。）を超えるときは、当該児童保護措置を解除するまでの間、旧徴収金額を徴収金の額とする。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市子どもセンター組織規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第25号

奈良市子どもセンター組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市子どもセンター条例（令和3年奈良市条例第31号）第4条の規定により、奈良市子どもセンター（以下「子どもセンター」という。）の組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(所轄)

第2条 子どもセンターは、子ども未来部の所轄とする。

(課及び係の設置)

第3条 子どもセンターに次の課及び係を設置する。

子育て相談課 総務係 子育て係 発達支援係

一時保護課 保護係

子ども支援課 判定係 支援調整係 子ども支援第一係 子ども支援第二係 子ども支援第三係

(子育て相談課の事務)

第4条 子育て相談課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

(1) 子どもセンターの維持管理に関すること。

(2) 措置費の支弁に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(3) 助産の実施、母子保護の実施、児童福祉施設入所等の措置及び児童自立生活援助の実施に係る徴収金の徴収に関すること。

(4) 障害児入所給付費等の支給に関すること。

(5) 児童福祉施設の設置の認可等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(6) 養子縁組あっせん事業に係る民間あっせん機関の許可等に関すること。

(7) 課の庶務に関すること。

子育て係

- (1) 乳児家庭全戸訪問事業に関する事。
- (2) 養育支援訪問事業に関する事。
- (3) 子育て短期支援事業に関する事。
- (4) 助産の実施に関する事。
- (5) 母子保護の実施に関する事。
- (6) エンゼルサポート事業に関する事。
- (7) 子ども家庭相談に関する事（要保護児童に係るものを除く。）。

発達支援係

- (1) 未就学児の発達相談に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 発達支援親子教室に関する事。

（一時保護課の事務）

第5条 一時保護課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保護係

- (1) 一時保護所の運営に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。

（子ども支援課の事務）

第6条 子ども支援課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

判定係

- (1) 心理診断、指導、援助等に関する事。
- (2) 療育手帳に係る判定に関する事。

支援調整係

- (1) 児童虐待に係る緊急・重篤事案の安全確認、調査、措置等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 児童及び家庭の専門的な相談に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

子ども支援第一係

- (1) 児童及び家庭の専門的な相談、調査、指導、措置等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 里親に関する事。
- (3) 障害児入所給付費等の支給の決定等に関する事。

子ども支援第二係

- (1) 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (2) 子ども家庭相談に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 課の庶務に関する事。

子ども支援第三係

- (1) 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (2) 子ども家庭相談に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

2 前項に規定する支援調整係及び子ども支援第一係に共通する事務の範囲については、子ども支援課長が定める。

3 第1項に規定する子ども支援第二係及び子ども支援第三係に共通する事務の範囲については、子ども支援課長が定める。

（職員）

第7条 子どもセンターに所長、課に課長、係に係長を置く。

- 2 特に必要があるときは、子どもセンターにセンター次長を置く。
- 3 特に必要があるときは、子どもセンターに参事を置く。
- 4 特に必要があるときは、課に主幹、主査及び主任を置く。
- 5 課に課長補佐を置くことができる。
- 6 第1項及び前2項に定めるもののほか、課に必要な職員を置く。

（職務）

第8条 所長、課長及び係長は、それぞれ上司の命を受けて主管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 センター次長は、所長を補佐し、その命を受け、所属職員を指揮監督する。

- 3 参事は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。
- 4 主幹は、課長を補佐し、その命を受け、特定の事務を担当掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 5 課長補佐は、課長を補佐し、その命を受け、所属職員を指揮監督する。
- 6 主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。
- 7 前条第6項の職員は、上司の命を受けて担任する事務に従事する。  
(職務の代理)

第9条 所長及び課長に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第26号

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則

奈良市各種検診実施規則(平成27年奈良市規則第87号)の一部を次のように改正する。

別表肺がん検診(低線量CT検査によるもの)の項中「又は60歳」を「、55歳、60歳、65歳又は70歳」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第27号

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則(平成28年奈良市規則第60号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和4年度の助成金の交付に関する特例)

- 5 第3条の規定にかかわらず、令和4年度における助成金の交付については、同条に規定する対象者であつて、治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、かつ、同年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了したものを対象とする。ただし、別図のCに該当する場合は、治療期間の初日が令和4年4月1日以降であっても、同年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植であり、かつ、同年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了したものを対象とする。
- 6 第5条の規定にかかわらず、令和4年度における助成金の助成回数は1回とする。この場合において、助成金の通算助成回数が同条第3項に規定する回数を超えている場合は、助成対象としない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の規定は、令和4年4月1日以降に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付について適用し、同日前に終了した特定不妊治療に対する助成金の交

付については、なお従前の例による。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第 28 号

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（平成 28 年奈良市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「医療保険各法の規定による療養の給付の対象となる不妊治療（診断のための検査、治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。第 4 条において同じ。）及び人工授精等（奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（平成 28 年奈良市規則第 60 号）に基づく特定不妊治療費助成金の交付の対象となる治療を除く。）」を「不妊検査（診断のための検査、治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。）及び不妊治療」に改め、同項第 1 号中「夫婦」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 この規則において「自己負担額」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般不妊治療等について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって被保険者又は被扶養者が負担した額から、当該法令に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担金に相当する額並びに法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合のその額に相当する額を控除した額
- (2) 一般不妊治療等について医療保険各法の規定の適用を受けない場合において、医療の提供を受けた者が負担すべき額。ただし、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用を除く。

第 3 条第 1 号中「法律上の婚姻をしている」を削る。

第 4 条中「費用（不妊治療にあつては自己負担額、人工授精にあつては治療費の全額とし、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用を除く。）及び一般不妊治療等に関し当該医療機関において交付された処方せんにより調剤を受けた薬局等に支払った費用」を「自己負担額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（平成 28 年奈良市規則第 60 号）に基づく特定不妊治療費助成金の交付の対象となる費用を除く。

第 5 条第 1 項中「2 年」を「5 年」に改め、同条第 2 項中「10 万円」を「25 万円」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号中「法律上の婚姻をしている」を削る。

別記第 1 号様式中

	年度分	円
	年度分	円
	年度分	円

を

「

年度分	円
年度分	円
年度分	円
年度分	円
年度分	円

に改める。

別記第 2 号様式中

「

<input type="checkbox"/> 超音波検査	<input type="checkbox"/> タイミング療法
<input type="checkbox"/> ホルモン検査	<input type="checkbox"/> 薬物療法
<input type="checkbox"/> 子宮卵管造影検査	<input type="checkbox"/> 排卵誘発法
<input type="checkbox"/> クラミジア抗体検査	<input type="checkbox"/> 手術療法
<input type="checkbox"/> 精液検査	<input type="checkbox"/> 人工授精
<input type="checkbox"/> その他（	）

を

」

- |                                    |                                  |                                 |
|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 超音波検査     | <input type="checkbox"/> タイミング療法 | <input type="checkbox"/> 体外受精   |
| <input type="checkbox"/> ホルモン検査    | <input type="checkbox"/> 薬物療法    | <input type="checkbox"/> 顕微授精   |
| <input type="checkbox"/> 子宮卵管造影検査  | <input type="checkbox"/> 排卵誘発法   | <input type="checkbox"/> 男性不妊治療 |
| <input type="checkbox"/> クラミジア抗体検査 | <input type="checkbox"/> 手術療法    |                                 |
| <input type="checkbox"/> 精液検査      | <input type="checkbox"/> 人工授精    |                                 |
| <input type="checkbox"/> その他 ( )   |                                  |                                 |

に改め、

「(ただし、体外受精・顕微授精を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（以下「新規則」という。）第5条の規定は、令和4年4月1日以後に開始された助成から適用し、同日前に開始された助成については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（以下「旧規則」という。）別記第1号様式の規定による申請書及び第2号様式の規定による証明書は、それぞれ新規則別記第1号様式の規定による申請書及び第2号様式の規定による証明書とみなす。
- この規則の施行の際、旧規則第1号様式および第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市火葬場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第29号

奈良市火葬場条例の施行期日を定める規則

奈良市火葬場条例（令和3年奈良市条例第34号）の施行期日は、令和4年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及びスポーツ施設のプールを使用する場合」を削る。

第3条第2項中「、プールにあつては別に定める使用券を」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第31号**

奈良市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(マンションの除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類等)

第2条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会その他市長が認める機関が、申請に係るマンションについて、法第102条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類
  - (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 法第102条第1項の規定による申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

(容積率の特例に係る許可の申請に係る添付図書等)

第3条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(い)の項に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図並びに(ろ)の項に掲げる二面以上の立面図、二面以上の断面図及び地盤面算定表その他市長が必要と認める図書又は書面とする。

(申請の取下げ)

第4条 法第102条第1項の規定による認定を申請した者及び法第105条第1項の規定による許可を申請をした者は、市長が当該申請に係る法第102条第1項の認定又は法第105条第1項の許可をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記様式）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



別記様式 (第 4 条関係)

取 下 げ 届

下記の申請を取り下げたいので、奈良市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第 4 条の規定に基づき届け出ます。

(宛先)  
奈良市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名

法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

申 請 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	第 号
申 請 地 の 地 名 地 番	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

※太枠内のみ記入してください。

(令和 4 年 3 月 31 日 掲 示 済)

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第 32 号**

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則 (平成 2 年奈良市規則第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削り、同条に次の 2 号を加える。

(15) 自動販売機

(16) 太陽光発電設備

第 4 条の見出し中「及び都市景観形成基準」を削り、同条中「及び条例第 10 条第 3 項」及び「の各号」を削り、同条第 1 号中「及び都市景観形成基準」を削り、同条第 2 号中「指定し、都市景観形成基準を定める」を「指定する」に改め、同条第 3 号中「及び都市景観形成基準」を削る。

第 5 条の見出し中「及び都市景観形成基準」を削り、同条中「及び条例第 10 条第 3 項」及び「の各号」を削り、

同条第1号中「及び都市景観形成基準」を削り、同条第2号中「指定し、都市景観形成基準を定める」を「指定する」に改め、同条第3号中「及び都市景観形成基準」を「の関係図書」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

#### 第6条・第7条 削除

第8条中「の各号」を削る。

第9条第4項を削る。

第10条中「第7条各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地下に設ける工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- (2) 次に掲げる建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却
  - ア 仮設の建築物等
  - イ 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの
  - ウ 第2条第2号に規定する工作物で、高さが3メートル以下のもの
  - エ 第2条第5号に規定する工作物で、公共的目的を持って国の機関等が設置するもの
- (3) 前号に掲げる建築物等の大規模な外観の修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更
- (4) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更
- (5) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
  - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - オ 仮植した木竹の伐採
  - カ 樹高が10メートル未満で、地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以下の独立木の伐採
- (6) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第4号に掲げる土地の形質の変更と同程度のもの
- (7) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (9) 奈良県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が周囲の景観を損なうおそれがないと認める行為

第11条第3項第1号中「景観計画ガイドライン」を「景観形成基準」に改め、同項第2号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第4項を削る。

第11条の2第1項中「若しくは条例第17条の6第1項」及び「若しくは条例第17条の6第2項」を削る。

第12条中「の各号」を削り、同条第3号オ中「。ただし、条例第9条第1項の規定により指定された地区における行為を除く。」を削る。

第13条中「又は第17条の6第3項」を削る。

第13条の2を削り、第13条の3を第13条の2とする。

第16条、第17条、第19条、第22条、第24条中「の各号」を削る。

別表第1中「第6条、第9条」を「第9条」に改める。

別表第2 歴史的景観形成重点地区、自然的景観形成重点地区、住宅地等景観形成重点地区、まちなか景観形成重点地区、沿道景観形成重点地区のうち主要幹線沿道区域の項の第7号を削り、同表沿道景観形成重点地区のうち広域幹線沿道区域の項の第1号中「又は建築面積」を「建築面積」に改め、「500平方メートルを超える建築物」の次に「又は建築面積が300平方メートルを超える住宅以外の建築物」を加え、同項の第8号を削り、同表景観形成重点地区を除く景観計画区域の項の第1号に次のように加える。

オ 建築面積が300平方メートルを超える住宅以外の建築物

別表第2 景観形成重点地区を除く景観計画区域の項の第2号中「エ」を「オ」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

#### 別記

##### 第1号様式 削除

別記第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式備考第1項中「記入し、代表者印を押して」を「記入して」に改める。

別記第3号様式中 「第17条の2第1項  
第17条の2第4項  
第17条の6第1項  
第17条の6第2項」  
を 「第17条の2第1項  
第17条の2第4項」 に、

行為の概要	建築物	有(別紙1添付)・無	※変更の届出の場合 変更の概要	建築物		を
	工作物	有(別紙2添付)・無		工作物		
	開発行為	有(別紙3添付)・無		開発行為		
	土地形質の変更	有(別紙4添付)・無		土地形質の変更		
	木竹の伐採	有(別紙5添付)・無		木竹の伐採		
	物件の堆積	有(別紙6添付)・無		物件の堆積		
	広告物	有(別紙7添付)・無		広告物		

行為の概要	建築物	有(別紙1添付)・無	※変更の届出の場合 変更の概要	建築物		に改め、同
	工作物	有(別紙2添付)・無		工作物		
	開発行為	有(別紙3添付)・無		開発行為		
	土地形質の変更	有(別紙4添付)・無		土地形質の変更		
	木竹の伐採	有(別紙5添付)・無		木竹の伐採		
	水面の埋立て等	有(別紙4添付)・無		水面の埋立て等		
	物件の堆積	有(別紙6添付)・無		物件の堆積		
	広告物	有(別紙7添付)・無		広告物		

様式備考第1項中「記入し、代表者印を押して」を「記入して」に改め、同様式別紙2中「新築」を「新設」に、

屋外広告物の有無	有 ・ 無	を
自動販売機の概要		

自動販売機の概要	に改め、同様式別紙
----------	-----------

4中「土地形質の変更(開発行為を除く土地の形質の変更、土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓)概要」

を 「開発行為を除く土地の形質の変更(土石の採取等)  
又は水面の埋立て若しくは干拓の概要」 に、「土石の類の採取」を「土石の採取等」に

改め、同様式別紙7を削る。

第3号様式の4中「大規模行為及び景観形成重点地区内行為完了届出(通知)書」を「大規模行為及び景観形成重

点地区内行為完了届出書」に、「第17条の2第1項・第17条の5  
第17条の2第4項・第17条の6第2項」を「第17条の5」に、

「届出  
通知 します」を「届出します」に、「土地形質の変更」を「土地の形質の変更」に改め、「・広告物」を削り、

同様式備考第1項中「記入し、代表者印を押して」を「記入して」に改める。

別記第4号様式から第7号様式まで、第9号様式、第11号様式及び第12号様式の規定中「(あて先)」を「(宛先)」  
に、「記入し、代表者印を押して」を「記入して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第 33 号

奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則

奈良市屋外広告物条例施行規則（平成 14 年奈良市規則第 42 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市屋外広告物等に関する条例（令和 4 年奈良市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域及び許可地域)

第 2 条 条例第 11 条第 2 項の規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年奈良市条例第 12 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定した景観形成重点地区（以下「景観形成重点地区」という。）のうち、同条例第 8 条の 2 の規定に基づき策定した景観計画（以下「景観計画」という。）に定めるまちなか景観形成重点地区及び沿道景観形成重点地区（大宮通り景観形成重点地区のうち尼ヶ辻橋西詰交差点以西及び主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区を除く。）の区域
- (2) その他市長が指定する区域

2 条例第 11 条第 2 項の禁止地域及び同条第 3 項の許可地域の区分は、別表第 1 のとおりとする。

(許可の申請)

第 3 条 条例第 13 条並びに第 14 条第 3 項後段(同条第 4 項後段及び第 5 項後段の規定により準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記第 1 号様式）2 通に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 仕様書及び設計図（はり紙、はり札等の場合を除く。）
- (3) 色彩及び意匠を表す図面
- (4) 設置場所がわかる写真（いずれも申請の日前 30 日以内に撮影したカラー写真に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(公共的団体の認定等)

第 4 条 条例第 14 条第 1 項第 3 号の市長が認める公共的団体は、次のとおりとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 共同募金会

2 条例第 14 条第 1 項第 10 号の市長が認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 社寺又は教会が宗教的行事のために表示し、又は設置するもの
- (2) 年中行事のために主催者が表示し、又は設置するもの
- (3) 冠婚葬祭のために表示し、又は設置するもの

3 前 2 項に定めるもののほか、市長は必要があると認めるときは、条例第 14 条第 1 項第 3 号又は第 10 号に係る認定を行うことができる。

(適用除外の基準)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 9 号、第 2 項、第 3 項、第 5 項並びに第 6 項に規定する規則で定める基準並びに条例第 14 条第 4 項に規定する規則で定める区域及び基準は、別表第 1 に掲げる禁止地域及び許可地域の区分に応じて、別表第 2 のとおりとする。

(短期間の屋外広告物)

第 6 条 条例第 14 条第 7 項第 2 号の市長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 表示面に表示期間並びに責任者の住所及び氏名を明記した面積 0.5 平方メートル以内の屋外広告物で、表示期間が 1 週間以内のもの

(2) 一定の場所を定めて設置する掲出物件に表示する屋外広告物で、表示期間が2週間以内のもの  
(許可の基準及び期間)

第7条 条例第16条第1項の許可の基準は、別表第1に掲げる禁止地域及び許可地域の区分に応じ、別表第3のとおりとする。

2 条例第17条第2項の許可の期間は、別表第4のとおりとする。  
(経過措置)

第8条 別表第1に掲げる区分に変更があった際、当該地域に現に適法に表示又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該変更の日から10年間(当該期間内に受けた許可の期間が当該期間を超える場合にあつては、当該許可の期間)は、当該屋外広告物又は掲出物件を表示又は設置しておくことができる。

(継続許可の申請)

第9条 条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、許可の期間満了の日の30日前までに屋外広告物継続許可申請書(別記第2号様式)2通に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 別に定める点検に関する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(変更許可の申請)

第10条 条例第19条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(別記第3号様式)2通に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 変更の内容を明らかにした書類
- (4) 屋外広告物又は掲出物件の写真(複数の屋外広告物又は掲出物件がある場合は、個別に撮影したもの)及び周辺の状況がわかる写真(いずれも申請の日前30日以内に撮影したカラー写真に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(特定屋内広告物の制限の区域及び基準)

第11条 条例第21条第1項の規則で定める区域は、別表第1の2に掲げる第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域とする。

2 条例第21条第1項第2号の規則で定める基準は、別表第3の色彩の基準とする。  
(特定屋内広告物の表示の届出)

第12条 条例第22条の規定による届出をしようとする者は、特定屋内広告物届出書(別記第4号様式)2通に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 特定屋内広告物の配置図
- (3) 特定屋内広告物が存する開口部等(条例第2条第3号に規定する開口部等をいう。以下同じ。)を含む立面に係る立面図(縮尺が200分の1以上であるものに限る。)
- (4) 特定屋内広告物の色彩及び意匠を表す図面

(景観保全型広告整備地区の届出)

第13条 条例第25条第1項の規定による届出は、景観保全型広告整備地区屋外広告物届出書(別記第5号様式)2通に、第3条各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(標識及び許可印)

第14条 条例第27条本文に規定する許可の標識は別記第6号様式のとおりとし、同項ただし書に規定する許可印は別記第7号様式のとおりとする。

(住所氏名変更届)

第15条 条例第13条、第14条第3項後段(同条第4項後段及び第5項後段の規定により準用する場合を含む。)、第18条第1項又は第19条第1項の規定による許可を受けた者は、広告主又は管理者の住所又は氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更があつたときは、速やかに屋外広告物広告主・管理者住所氏名変更届(別記第8号様式)により市長に届け出なければならない。

(資格を有する管理者を置かなければならない屋外広告物又は掲出物件)

第16条 条例第28条の規則で定める屋外広告物又は掲出物件は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認が必要なもの
  - (2) 表示面積の合計が10平方メートルを超えるもの。ただし、広告幕、建築物若しくは工作物に直接塗装したもの又は簡易なもので建築物若しくは工作物に直接貼り付けたものを除く。
- 2 条例第28条の規則で定める者は、次のとおりとする。
- (1) 条例第52条第1項第1号に規定する試験に合格した者
  - (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
  - (3) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
  - (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種、第二種又は第三種の電気主任技術者免状の交付を受けている者
  - (5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者又は技能検定合格者であつて、広告美術仕上げに係るもの
- (点検の方法及び点検者)

第17条 条例第30条第1項の規定による点検の方法は、別に定める。

- 2 条例第30条第1項ただし書の規則で定める屋外広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告物、電柱広告のうち巻付け広告及び壁面等に直接描かれたもの、シート貼りのものその他簡易な広告物に類すると認められるものとする。
  - 3 条例第30条第2項の規則で定める屋外広告物又は掲出物件は、地上から当該屋外広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものとする。
  - 4 条例第30条第2項の規則で定める者は、屋外広告物点検技能講習(屋外広告物の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習をいう。)の修了者とする。
- (点検結果の報告)

第18条 条例第30条第3項の規定による点検結果の報告の方法は、別に定める。

(除却届)

第19条 条例第31条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(別記第9号様式)により行わなければならない。

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示場所等)

第20条 条例第36条第1項第1号及び第2項に規定する規則で定める場所は、都市計画課内とする。

(保管した屋外広告物又は掲出物件を売却する方法)

第21条 条例第38条の規定による保管した屋外広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと思われる屋外広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することがある。

- 2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を都市計画課内に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。
  - (1) その屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (2) 競争入札の日時、場所その他執行に係る事項
  - (3) 契約条項の概要
  - (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に規定する事項をあらかじめ通知するものとする。

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

(立入検査等を行う職員の証明書)

第22条 条例第41条第2項及び第58条第2項の立入検査員証は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(別記第10号様式)とする。

(屋外広告業の登録申請)

第23条 条例第44条第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(別記第11号様式)とする。

2 条例第44条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書(別記第12号様式)
- (2) 個人である場合においては、住民票の写し
- (3) 法人である場合においては、登記事項証明書
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第52条第1項各号のいずれかに適合する者であることを証する書類の写し
- (5) 略歴書(別記第13号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の登録申請書のうち条例第43条第3項の更新の登録に係るものは、登録の有効期間の満了の日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第24条 条例第48条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(別記第14号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 条例第44条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限り) 登記事項証明書
- (2) 条例第44条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限り) 登記事項証明書
- (3) 条例第44条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書、誓約書及び略歴書
- (4) 条例第44条第1項第4号に掲げる事項の変更 誓約書及び略歴書
- (5) 条例第44条第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2項第4号に掲げる書類

(屋外広告業の廃業等の届出)

第25条 条例第49条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(別記第15号様式)により行わなければならない。

(講習会の開催)

第26条 市長は、条例第51条第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ、開催日時、場所その他講習会の開催に関して必要な事項を告示するものとする。

2 講習会の講習科目は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(別記第16号様式)に、最近6月以内に撮影した写真1枚を添えて市長に申し込まなければならない。この場合において、次条の規定により講習科目の一部免除を受けようとする者は、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えなければならない。

(講習科目の一部免除)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条第2項第3号に規定する講習科目を免除する。

- (1) 第16条第2項第2号から第4号までに掲げる者
- (2) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

(講習会修了証の交付)

第28条 市長は、講習会を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証(別記第17号様式)を交付するものとする。

(講習会修了者の認定)

第29条 条例第52条第1項第5号の講習会修了者と同年以上の知識を有する者は、営業所における屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年にわたり屋外広告物に関する法令に違反していない者とする。

2 条例第52条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、屋外広告物講習会修了者認定申請書(別記第18号様式)に、実務経歴書(別記第19号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第 52 条第 1 項第 5 号の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し屋外広告物講習会修了者認定証（別記第 20 号様式）を交付するものとする。

（屋外広告業の標識）

第 30 条 条例第 53 条の規則で定める標識は、奈良市屋外広告業者登録票（別記第 21 号様式）のとおりとする。

（帳簿）

第 31 条 条例第 54 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した屋外広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

3 第 1 項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第 1 項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（補則）

第 32 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に適法に表示又は設置されている屋外広告物又は掲出物件であつて、この規則の施行の日から 10 年間（当該期間内に受けた許可の期間が当該期間を超える場合にあっては、当該許可の期間）は、当該屋外広告物又は掲出物件を表示又は設置しておくことができる。

3 前項の規定にかかわらず、この規則による改正前の奈良市屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による経過措置が適用されている屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置期間にあっては、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

1 禁止地域

種 別	地域又は場所
第 1 種禁止地域	1 条例第 11 条第 2 項第 4 号に規定する地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた歴史的風土特別保存地区 2 条例第 11 条第 2 項第 6 号に規定する地域のうち、景観計画に定めるならまち歴史的景観形成重点地区の A 地区
第 2 種禁止地域	1 条例第 11 条第 2 項第 4 号に規定する地域 2 条例第 11 条第 2 項第 5 号に規定する地域のうち、風致地区 3 条例第 11 条第 2 項第 6 号に規定する地域のうち、景観計画に定めるならまち歴史的景観形成重点地区の B 地区及びきたまち歴史的景観形成重点地区の B 地区
第 3 種禁止地域	1 条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する地域 2 条例第 11 条第 2 項第 2 号に規定する地域



	<p>3 条例第 11 条第 2 項第 3 号に規定する地域</p> <p>4 条例第 11 条第 2 項第 5 号に規定する地域のうち、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域</p> <p>5 条例第 11 条第 2 項第 6 号に規定する地域のうち、景観計画に定める西の京歴史的景観形成重点地区、柳生の里歴史的景観形成重点地区及び月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区</p> <p>6 条例第 11 条第 2 項第 7 号に規定する地域</p> <p>7 条例第 11 条第 2 項第 8 号に規定する区域</p>
第 4 種禁止地域	<p>1 条例第 11 条第 2 項第 6 号に規定する地域のうち、景観計画に定めるならまち歴史的景観形成重点地区の C 地区及びきたまち歴史的景観形成重点地区の C 地区</p> <p>2 条例第 11 条第 2 項第 9 号に規定する建物及びその敷地</p> <p>3 条例第 11 条第 2 項第 10 号に規定する地域又は場所</p>
<p>備考 重複する地域又は場所においては、次のとおりとする。</p> <p>1 第 1 種禁止地域と他の禁止地域が重複する場合 第 1 種禁止地域</p> <p>2 第 2 種禁止地域と第 3 種禁止地域又は第 4 種禁止地域が重複する場合 第 2 種禁止地域</p> <p>3 第 3 種禁止地域と第 4 種禁止地域が重複する場合 第 3 種禁止地域</p>	

2 許可地域

種 別	地域又は場所
第 1 種特別許可地域	景観形成重点地区のうち、景観計画に定める JR 奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区及び近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区並びに大宮通り沿道景観形成重点地区（尼ヶ辻橋西詰交差点以東）及び三条通り沿道景観形成重点地区のうち歴史型の区域
第 2 種特別許可地域	景観形成重点地区のうち、景観計画に定める大宮通り沿道景観形成重点地区（尼ヶ辻橋西詰交差点以東）及び三条通り沿道景観形成重点地区のうち市街地型の区域
第 3 種特別許可地域	景観形成重点地区のうち、景観計画に定める県道木津横田線沿道景観形成重点地区、一般国道 169 号沿道景観形成重点地区、(都) 西九条佐保線沿道景観形成重点地区、(都) 大森高畑線沿道景観形成重点地区及び主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区
一般地域	許可地域のうち、第 1 種特別許可地域、第 2 種特別許可地域及び第 3 種特別許可地域のいずれにも該当しない区域

別表第 2 (第 5 条関係)

条例適用除外の基準

- 1 条例第 14 条第 1 項第 4 号 (条例第 26 条に規定する場合を含む。) に規定する公益上必要な施設又は物件に寄贈名等を表示するもの

規格及び内容
公共の利益のために国又は地方公共団体に寄附した物件の一部に表示するものであり、かつ、屋外広告物ごとの表示面積は、当該物件の立面積の 10 分の 1 以下であること。

- 2 条例第 14 条第 1 項第 5 号に規定する自己の所有する土地又は建物の一部に管理上必要があつて表示するもの (管理用広告物)

屋外広告物を表示し、又はその掲出物件を設置する地域及び場所	規 格
1 第 1 種禁止地域	管理用広告物の表示面積の合計は、1 平方メートル以下であること。
2 1 以外の地域及び場所	管理用広告物の表示面積の合計は、5 平方メートル以下であること。

3 条例第14条第1項第9号に規定する工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもの

規格及び内容	
1	表示内容が周囲の景観と調和したものであり、宣伝の用に供されないものであること。
2	表示期間が工事期間中に限られるものであること。

4 条例第14条第2項に規定する道標又は案内板

屋外広告物を表示し、又はその掲出物件を設置する地域及び場所	規格及び内容
1 第1種禁止地域	1 道標 大きさは、縦0.3メートル以下、横0.75メートル以下であること。 2 案内板 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定、仮指定、選定、選択若しくは登録された文化財、奈良県文化財保護条例(昭和52年3月奈良県条例第26号)の規定により指定若しくは選定された文化財又は奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)の規定により指定された文化財の紹介又は案内を目的とするものであること。 (2) 案内板ごとの表示面積は、5平方メートル以下であること。
2 1以外の地域及び場所	1 道標 大きさは、縦0.4メートル以下、横1.05メートル以下であること。 2 案内板 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定、仮指定、選定、選択若しくは登録された文化財、奈良県文化財保護条例(昭和52年3月奈良県条例第26号)の規定により指定若しくは選定された文化財又は奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)の規定により指定された文化財の紹介又は案内を目的とするものであること。 (2) 案内板ごとの表示面積は、5平方メートル以下であること。

5 条例第14条第3項に規定する自己用広告物

屋外広告物を表示し、又はその掲出物件を設置する地域及び場所	規 格
1 第1種禁止地域	1 自己用広告物の表示面積の合計は、テナントごとに5平方メートル以下であること。 2 自己用広告物ごとの表示面積は、3平方メートル以下であること。
2 第2種禁止地域	1 自己用広告物の表示面積の合計は、テナントごとに7平方メートル以下であること。 2 自己用広告物ごとの表示面積は、4平方メートル以下であること。
3 第3種禁止地域	1 自己用広告物の表示面積の合計は、テナントごとに10平方メートル以下であること。 2 自己用広告物ごとの表示面積は、6平方メートル以下であること。
4 第4種禁止地域	自己用広告物ごとの表示面積は、10平方メートル以下であること。
備考 別表第3に掲げる許可基準に適合するものであること。	

6 条例第14条第4項に規定する景観配慮型屋外広告物

規格及び内容
禁止地域のうち、景観計画に定める次の歴史的景観形成重点地区の区域に表示又は設置するものに限る。 1 ならまち歴史的景観形成重点地区のうち、次の都市計画道路の沿道 (1) 都市計画道路杉ヶ町高畑線

<p>(2) 都市計画道路大森高畑線                  (3) 都市計画道路六条奈良阪線                  (4) 都市計画道路奈良橿原線</p> <p>2 きたまち歴史的景観形成重点地区のうち、都市計画道路六条奈良阪線の沿道                  3 柳生の里歴史的景観形成重点地区                  4 月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区</p> <p>備考 別表第3に掲げる許可基準に適合するものであること。</p>			
<p>7 条例第14条第5項に規定する地域貢献型屋外広告物</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="167 506 1437 544">規格及び内容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="167 544 1437 663">                     観光案内・公共掲示型広告、バスロケーションシステム型広告、公共施設・観光スポット案内型電柱広告若しくは避難所指示型電柱広告又はそれらの掲出物件で、避難所指示型電柱広告以外については、禁止地域のうち歴史的景観形成重点地区又は風致地区内に表示又は設置するものに限る。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 663 1437 701">                     備考 別表第3に掲げる許可基準に適合するものであること。                 </td> </tr> </table>	規格及び内容	観光案内・公共掲示型広告、バスロケーションシステム型広告、公共施設・観光スポット案内型電柱広告若しくは避難所指示型電柱広告又はそれらの掲出物件で、避難所指示型電柱広告以外については、禁止地域のうち歴史的景観形成重点地区又は風致地区内に表示又は設置するものに限る。	備考 別表第3に掲げる許可基準に適合するものであること。
規格及び内容			
観光案内・公共掲示型広告、バスロケーションシステム型広告、公共施設・観光スポット案内型電柱広告若しくは避難所指示型電柱広告又はそれらの掲出物件で、避難所指示型電柱広告以外については、禁止地域のうち歴史的景観形成重点地区又は風致地区内に表示又は設置するものに限る。			
備考 別表第3に掲げる許可基準に適合するものであること。			
<p>8 条例第14条第6項に規定する自己用広告物</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="167 741 1437 779">規格及び内容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="167 779 1437 817">                     自己用広告物の表示面積の合計は、テナントごとに5平方メートル以下であること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 817 1437 1025">                     備考                      1 建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該屋外広告物の表示面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。                      2 特定商品名を表示する場合にあつては、その面積は、表示面ごとに表示面積の3分の1以下であること。                      3 特定商品名のみを表示するものでないこと。                 </td> </tr> </table>	規格及び内容	自己用広告物の表示面積の合計は、テナントごとに5平方メートル以下であること。	備考 1 建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該屋外広告物の表示面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。 2 特定商品名を表示する場合にあつては、その面積は、表示面ごとに表示面積の3分の1以下であること。 3 特定商品名のみを表示するものでないこと。
規格及び内容			
自己用広告物の表示面積の合計は、テナントごとに5平方メートル以下であること。			
備考 1 建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該屋外広告物の表示面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。 2 特定商品名を表示する場合にあつては、その面積は、表示面ごとに表示面積の3分の1以下であること。 3 特定商品名のみを表示するものでないこと。			

別表第3 (第7条関係)

許可基準

1 禁止地域における一般基準

<p>美観上の基準</p>	<p>1 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩のものであること。                  2 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること。                  3 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと。                  4 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと。                  5 点滅式照明や可動式照明（警告用を除く。）は設置しないこと。                  6 特定商品名のみを表示するものでないこととし、特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の3分の1以下であること。                  7 道路境界線を越えて表示又は設置しないこと。                  8 第1種禁止地域においては、写真等は表示しないこと。その他の禁止地域において、写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下であること。                  9 余白の面積は、表示面ごとに表示面積の30%以上であること（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く。）。                  10 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。</p>
<p>危害防止の基準</p>	<p>1 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。                  2 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。                  3 信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。                  4 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと。</p>
<p>色彩の基準</p>	<p>1 禁止地域の種別に応じ、この表の付表1の範囲内の色彩であること。（色彩の表示方法は、日</p>

	<p>本産業規格 Z8721 に定める区分による。以下同じ。)</p> <p>2 第 2 種、第 3 種及び第 4 種禁止地域については、次の各号のいずれにも該当する場合は、この表の付表 2 の色彩の範囲内の高彩度色を使用できることとする。</p> <p>(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の 20 パーセント以下であること。</p> <p>(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに 2 色以下であること。</p> <p>3 配色調和に配慮すること。</p> <p>4 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる。ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること。</p>
--	--

2 禁止地域における種類別基準

種類及び項目		基準
屋上広告物又はその掲出物件		表示又は設置しないこと。
壁面広告物 又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準	壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の 5 分の 1 以下であること。
	数量に関する基準 その他の基準	<p>同一壁面において、1 のテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3 以下であること。</p> <p>1 突き出し形式は、表示又は設置しないこと。</p> <p>2 建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと。</p> <p>3 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の用に供する建築物（店舗面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるものに限る。以下「大規模小売店舗」という。）に表示又は設置するものにあつては、次の各号のいずれかによること。</p> <p>(1) 次の事項に該当するものであること。</p> <p>ア 別表第 2 の 5 の表に掲げる禁止地域の種別ごとの規格に該当するものであること。</p> <p>イ 壁面広告物又はその掲出物件に関する面積・規模等に関する基準、数量に関する基準並びにその他の基準の第 1 項及び第 2 項に該当するものであること。</p> <p>ウ 付近の景観を著しく阻害していないこと。</p> <p>(2) 次の事項に該当するものであること。</p> <p>ア 突き出し形式は、表示又は設置しないこと。</p> <p>イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3 以下であること。</p> <p>ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の 20 分の 1 以下であること。</p> <p>エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないものであること。</p> <p>4 可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）にあつては、この表の 5 の表の基準によること。</p>
塀及び垣広告物又はその掲出物件	高さに関する基準	高さは、塀及び垣の上端を超えないこと。
	面積・規模等に関する基準	塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の 5 分の 1 以下であること。
	数量に関する基準	同一塀及び垣面において、1 のテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3 以下であること。

	その他の基準	古い土塀には掲げないこと。
広告塔・広告板又はその掲出物件		1 第1種禁止地域においては、広告塔は、表示又は設置しないこと。 2 板面は、単純な形状であること。 3 可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）にあつては、この表の5の表の基準によること。
広告塔 又はその掲出物件	高さに関する基準	地上から広告塔の上端までの高さは、6メートル以下であること。
	数量に関する基準	広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下であること。
	色彩に関する基準	第2種禁止地域並びに第3種禁止地域及び第4種禁止地域の歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度であること。
広告板 又はその掲出物件	高さに関する基準	地上から広告板の上端までの高さは、5メートル以下であること。
	面積・規模等に関する基準	自立し、移動可能な広告板（簡易な構造のものを除く。）にあつては、広告板の大きさは、全高は1.8メートル以下、全幅は1.2メートル以下であること。
	色彩に関する基準	第1種禁止地域、第2種禁止地域並びに第3種禁止地域及び第4種禁止地域の歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度であること。
電柱広告物又はその掲出物件		表示又は設置しないこと。
アーチ広告物又はその掲出物件		表示又は設置しないこと。
気球広告物又はその掲出物件		表示又は設置しないこと。
広告幕又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準	第4種禁止地域においては、広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12平方メートル以下であること。
	その他の基準	1 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること。 2 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること。
のぼり 又はその掲出物件	高さに関する基準	のぼりの全高は、2メートル以下であること。
	その他の基準	のぼり相互の間隔は、10メートル以上であること。
立看板又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準	1 立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8メートル以下、横は0.9メートル以下であること。 2 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。
はり札	面積・規模等に関する基準	はり札ごとの表示面積は、0.5平方メートル以下であること。
はり紙	面積・規模等に関する基準	はり紙ごとの表示面積は、1平方メートル未満であること。ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない。
3 許可地域における一般基準		

<p>美観上の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩のものであること。</li> <li>2 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること。</li> <li>3 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと。</li> <li>4 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと。</li> <li>5 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域においては、点滅式照明や可動式照明（警告用を除く。）は設置しないこと。</li> <li>6 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域においては、道路境界線を越えて表示又は設置しないこと。</li> <li>7 写真等を表示する場合は、その面積は、第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域においては、表示面ごとに表示面積の30パーセント以下、一般地域においては、表示面ごとに表示面積の50パーセント以下であること。</li> <li>8 余白の面積は、表示面ごとに表示面積の30パーセント以上であること（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く。）。</li> <li>9 第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域においては、建築物の西面及び東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと（自己用広告物を除く。）。</li> <li>10 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。</li> </ol>						
<p>危害防止の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。</li> <li>2 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。</li> <li>3 信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。</li> <li>4 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと。</li> </ol>						
<p>色彩の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可地域の種別に応じ、この表の付表3の範囲内の色彩であること。</li> <li>2 次の各号のいずれにも該当する場合は、この表の付表4の色彩の範囲内の高彩度色を使用できることとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高彩度色の面積の合計は、第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域では表示面ごとに表示面積の20パーセント以下、一般地域では表示面ごとに表示面積の30パーセント以下であること。</li> <li>(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下であること。</li> </ol> </li> <li>3 配色調和に配慮すること。</li> <li>4 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる。ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること。</li> </ol>						
<p>4 許可地域における種類別基準</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1599 507 1639">種類及び項目</th> <th data-bbox="507 1599 1439 1639">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1639 507 1715">屋上広告物又はその掲出物件</td> <td data-bbox="507 1639 1439 1715">第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域においては、表示又は設置しないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1715 507 2029">高さに関する基準</td> <td data-bbox="507 1715 1439 2029"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高さは、第3種特別許可地域においては、建築物の高さの3分の1以下かつ2メートル以下とし、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15メートル以下であること。</li> <li>2 一般地域においては、次の区分に応じた基準に適合するものであること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、15メートル以下であること。</li> <li>(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、</li> </ol> </li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	種類及び項目	基準	屋上広告物又はその掲出物件	第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域においては、表示又は設置しないこと。	高さに関する基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高さは、第3種特別許可地域においては、建築物の高さの3分の1以下かつ2メートル以下とし、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15メートル以下であること。</li> <li>2 一般地域においては、次の区分に応じた基準に適合するものであること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、15メートル以下であること。</li> <li>(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、</li> </ol> </li> </ol>	
種類及び項目	基準						
屋上広告物又はその掲出物件	第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域においては、表示又は設置しないこと。						
高さに関する基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高さは、第3種特別許可地域においては、建築物の高さの3分の1以下かつ2メートル以下とし、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15メートル以下であること。</li> <li>2 一般地域においては、次の区分に応じた基準に適合するものであること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、15メートル以下であること。</li> <li>(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、</li> </ol> </li> </ol>						

			<p>第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、第1号に掲げる地域又は場所を除く区域</p> <p>高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25メートル（高度地区における最高限度が25メートル未満の地区にあつては、その上端までの高さは、当該限度）以下であること。</p> <p>(3) 上記以外の区域</p> <p>ア 建築物の高さが15メートル未満の場合にあつては、高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは20メートル（高度地区における最高限度が20メートル未満の地区にあつては、その上端までの高さは、当該限度）以下であること。</p> <p>イ 建築物の高さが15メートル以上25メートル以下の場合にあつては、高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、36メートル（高度地区における最高限度が36メートル未満の地区にあつては、その上端までの高さは、当該限度）以下であること。</p> <p>ウ 建築物の高さが25メートルを超える建築物には、表示又は設置しないこと。</p>
	面積・規模等に関する基準		<p>建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積以下であること。</p> <p>(1) 建築物の高さが12メートル未満の場合</p> <p>ア 建築物の壁面の幅が20メートル未満のときは、30平方メートル</p> <p>イ 建築物の壁面の幅が20メートル以上50メートル未満のときは、45平方メートル</p> <p>ウ 建築物の壁面の幅が50メートル以上100メートル未満のときは、60平方メートル</p> <p>エ 建築物の壁面の幅が100メートル以上のときは、90平方メートル</p> <p>(2) 建築物の高さが12メートル以上の場合</p> <p>ア 建築物の壁面の幅が20メートル未満のときは、40平方メートル</p> <p>イ 建築物の壁面の幅が20メートル以上50メートル未満のときは、60平方メートル</p> <p>ウ 建築物の壁面の幅が50メートル以上100メートル未満のときは、80平方メートル</p> <p>エ 建築物の壁面の幅が100メートル以上のときは、120平方メートル</p>
		その他の基準	和風建築物の棟には表示又は設置しないこと。
壁面広告物又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準		<p>1 壁面広告物の表示面積の合計が、当該壁面の立面積に占める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値以下であること。</p> <p>(1) 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域 5分の1</p> <p>(2) 第3種特別許可地域 3分の1</p> <p>(3) 一般地域 3分の1（突き出し形式を除く。）</p> <p>2 壁面広告物ごとの表示面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積以下であること。</p> <p>(1) 第1種特別許可地域 10平方メートル</p> <p>(2) 第2種特別許可地域、第3種特別許可地域、一般地域 20平方メートル</p>

	数量に関する基準	同一壁面において、1のテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下であること。ただし、自己用広告物以外の屋外広告物又はその掲出物件（以下「自己外広告物」という。）がある場合は、1の壁面において、合計3以下であること。
	その他の基準	<p>1 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域においては、突き出し形式は設置しないこと。</p> <p>2 一般地域において、道路面に突き出し、道路を占有するものにあつては、次の区分によること。</p> <p>(1) 歩道と車道の区分がある道路では、路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.5メートル以上とし、突き出し幅は、壁面から1メートル以下であること。</p> <p>(2) 歩道のない道路では、路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5メートル以上とし、突き出し幅は、壁面から1メートル以下であること。</p> <p>3 建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと。</p> <p>4 大規模小売店舗に表示又は設置するものにあつては、次の各号のいずれかによること。</p> <p>(1) 壁面広告物又はその掲出物件に関する面積・規模等に関する基準、数量に関する基準及びその他の基準の第1項から第3項までに該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと。</p> <p>(2) 次の事項に該当するものであること。</p> <p>ア 突き出し形式は設置しないこと。</p> <p>イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下であること。</p> <p>ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の20分の1以下であること。</p> <p>エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないものであること。</p> <p>オ 第3種特別許可地域及び一般地域においては、屋上広告物を表示又は設置しないこと。</p> <p>5 可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）にあつては、この表の5の表の基準によること。</p> <p>6 パスロケーションシステム型広告にあつては、この表の6の表の基準によること。</p>
塀及び垣広告物又はその掲出物件	高さに関する基準	高さは、塀及び垣の上端を超えないこと。
	面積・規模等に関する基準	<p>1 塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 塀及び垣広告物ごとの表示面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、塀及び垣広告物ごとに当該各号に定める面積以下であること。</p> <p>(1) 第1種特別許可地域 10平方メートル</p> <p>(2) 第2種特別許可地域、第3種特別許可地域、一般地域 20平方メートル</p>
	数量に関する基準	同一塀及び垣面において、1のテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下であること。ただし、自己外広告物がある場合は、1の塀及び垣面において、合計3以下であること。
	その他の基準	古い土塀には掲げないこと。



広告塔 又はその掲出 物件 ・ 広告板 又はその掲出 物件	高さに関する基準	<p>1 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域においては、地上から広告塔の上端までの高さは、6メートル以下であること。</p> <p>2 一般地域においては、地上から広告塔の上端までの高さは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる高さ以下であること。</p> <p>(1) 自己用広告物 木造にあつては10メートル、鉄骨造にあつては15メートル</p> <p>(2) 自己外広告物 6メートル</p>
	面積・規模等に関する基準	<p>1 広告塔ごとの表示面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積以下であること。</p> <p>(1) 自己用広告物 60平方メートル</p> <p>(2) 自己外広告物 20平方メートル</p> <p>2 広告塔の各面の表示面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積以下であること。</p> <p>(1) 自己用広告物 20平方メートル</p> <p>(2) 自己外広告物 10平方メートル</p> <p>3 自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10メートル以下であること（整形・均等配置されたものに限る）。ただし、1の敷地に1基の設置は認める。</p>
広告板 又はその掲出 物件	高さに関する基準	地上から広告板の上端までの高さは、5メートル以下であること。
	面積・規模等に関する基準	<p>1 広告板ごとの表示面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積以下であること。</p> <p>(1) 自己用広告物 30平方メートル</p> <p>(2) 自己外広告物 20平方メートル</p> <p>2 自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10平方メートル以下であること。</p> <p>3 自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10メートル以下であること（整形・均等配置されたものに限る。）。ただし、1の敷地に1基の設置は認める。</p> <p>4 公共用地を占用して設置されたベンチを利用する広告板（以下「公共用ベンチ広告板」という。）にあつては、表示面の大きさは、縦は0.15メートル以下、横は背もたれ幅の10分の6以下であること。</p> <p>5 自立し、移動可能な広告板（簡易な構造のものを除く。）にあつては、広告板の大きさは、全高は1.8メートル以下、全幅は1.2メートル以下であること。</p>
	数量に関する基準	公共用ベンチ広告板にあつては、1のベンチに表示する広告板の数は1以下であること。
	色彩に関する基準	公共用ベンチ広告板にあつては、表示面の全面地色はN9.0又は10.0YR 8.0/2.0であること。
その他の基準	<p>1 鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100メートル以上の場所に表示又は設置し、かつ、広告塔又は広告板相互の間隔は、100メートル以上であること。ただし、次に掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない。</p> <p>(1) 自己用広告物</p> <p>(2) 鉄道の駅構内において表示するもの</p> <p>(3) 市街地において表示するもの</p> <p>2 公共用ベンチ広告板の表示場所は、背もたれ部分のみ</p>	

			<p>であること。</p> <p>3 自立し、移動可能な広告板は、自己用広告物に限る。</p> <p>4 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域においては、信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5メートル以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5メートル以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない。</p> <p>5 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域及び第3種特別許可地域においては、板面は単純な形状であること。</p> <p>6 可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）にあつては、この表の5の表の基準によること。</p> <p>7 バスロケーションシステム型広告にあつては、この表の6の表の基準によること。</p>
電柱 広告物 又はその 掲出物 又はその 掲出物 物件	突き出し 広告物 又はその 掲出物 物件	高さに関する基準	地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8メートル以上であること。
		面積・規模等に関する基準	大きさは、縦は1.2メートル以下、横は0.5メートル以下であること。
		数量に関する基準	1の電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下であること。
		色彩に関する基準	表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0であること。
		その他の基準	1 同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと。 2 車道に出ないように設置すること。
	巻付け 広告物 又はその 掲出物 物件	高さに関する基準	地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。
		面積・規模等に関する基準	大きさは、縦は1.5メートル以下であること。
		数量に関する基準	1の電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下であること。
		色彩に関する基準	表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0であること。
		その他の基準	同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと。
アーチ 広告物 又はその 掲出物 物件	高さに関する基準	地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。	
	その他の基準	1 アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること。 2 下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること。	
気球 広告物 又はその 掲出物 物件	高さに関する基準	地上からの高さは、45メートル以下であること。	
	面積・規模等に関する基準	1 気球は、直径3メートル以下であること。 2 気球を係留する綱に架設する広告物については、縦は15メートル以下、横は1.5メートル以下であること。	
	その他の基準	1 高さが25メートルを超える建築物には掲揚しないこと。	

	準	2 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないものであること。 3 表示面にネットを用いてあること。 4 風速5メートル以上の時には掲揚しないこと。 5 気球に補助綱があること。
広告幕又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準	広告幕の表示面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、テナントごとに当該各号に定める面積以下であること。 (1) 第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域 10平方メートル (2) 第3種特別許可地域及び一般地域 12平方メートル以下(ただし、のぼりの面積は除く。)
	その他の基準	1 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること。 2 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること。
のぼり又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準	第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域においては、のぼりの全高は、2メートル以下であること。
	その他の基準	第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域においては、のぼり相互の間隔は、5メートル以上であること。
立看板又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準	1 立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8メートル以下、横は0.9メートル以下であること。 2 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。
はり札	面積・規模等に関する基準	はり札ごとの表示面積は、0.5平方メートル以下であること。
はり紙	面積・規模等に関する基準	はり紙ごとの表示面積は、1平方メートル未満であること。ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない。

5 可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)の許可基準

項目	基 準
共通基準	まちの魅力向上やにぎわいの形成につながるデザイン性の高いものであること。
高さに関する基準	1 壁面広告物は、原則として、建築物の1階までであること。なお、歩道橋等により歩行者レベルが異なる場合は歩行者レベルを基準と判断する。 2 広告板は、地上から広告板の上端までの高さは、3メートル以下であること。
面積・規模等に関する基準	1 可変表示式屋外広告物ごとの表示面積は、禁止地域においては2平方メートル以下、許可地域においては10平方メートル以下であること。なお、表示面積の算定は、フレームや架台等を除く画面の大きさとする。 2 屋外広告物の表示面積の合計を算出する場合は、可変表示式屋外広告物の表示面積に2を乗じて得た面積と他の屋外広告物の表示面積とを合算する。
色彩に関する基準	街並み景観を阻害しない色彩であること。
その他の基準	1 禁止地域においては、飲食店、土産物店、宿泊施設等に掲出するものであること。 2 壁面広告物又は広告板であること。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に関する広告物にあっては、表示又は設置を認めない。 4 禁止地域においては、観光情報、ニュース、災害時の避難情報等、まちの魅力や利便性、安全性を高める映像等を提供し、その面積割合が4分の1を超えるものであること。 5 まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間においては周辺状況に配慮すること。 6 ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること。

6 バスロケーションシステム型広告の許可基準

項目	基準
面積・規模等に関する基準	屋外広告物の種別に応じ、この表の4の表に掲げる面積、規模等に関する基準（面積に係る部分に限る。）に適合するものであること。
色彩に関する基準	街並み景観を阻害しない色彩であること。
その他の基準	1 壁面広告物又は広告板であること。 2 バスロケーションシステムの面積は、屋外広告物ごとの表示面積の3分の2以上であること。 3 バスロケーションシステム以外の広告内容が、バスロケーションシステムの表示を阻害しないこと。 4 広告部分を動画とする場合は、ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること。 5 まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間においては周辺状況に配慮すること。

7 条例第14条第4項に規定する景観配慮型屋外広告物の許可基準

項目	基準
面積・規模等に関する基準	景観配慮型屋外広告物ごとの表示面積は、次の各号に掲げる禁止地域の区分に応じ、当該各号に定める面積以下であること。 (1) 第1種禁止地域 3平方メートル (2) 第2種禁止地域 4平方メートル (3) 第3種禁止地域 6平方メートル (4) 第4種禁止地域 10平方メートル
数量に関する基準	1の敷地において設置する景観配慮型屋外広告物の数は1以下であること。
色彩に関する基準	1 表示面の色彩は、次の事項に該当するものであること。 (1) 地色は、5.0YR 2.0/4.0程度であること。 (2) 地色以外は、色相に応じ、次の彩度以下であること。 R系、YR系 12.0 Y系、GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系 8.0 RP系 10.0 2 表示面の地色以外の面積は、70パーセント以下であること。 3 支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度であること。
その他の基準	1 壁面広告物又は広告板であること。 2 誘導案内の用に供するものであること。 3 写真等は用いないこと。 4 照明を用いる場合は、外照のみとし、白又は電球色であること。 5 信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5メートル以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5メートル以内）には表示又は設置しないこと。

8 条例第14条第5項に規定する地域貢献型屋外広告物の許可基準

種類及び項目	基準
観光案内・公共掲示型広告物又はその掲出物件	1 禁止地域 次の事項に該当するものであること。 (1) 屋外広告物の表示面積の合計は、次に掲げる禁止地域の区分に応じ、それぞれ次に定める面積以下であり、かつ、壁面広告物にあっては、当該壁面の立面積の5分の1以下であること。 ア 第1種禁止地域 5平方メートル

		<p>イ 第2種禁止地域 7平方メートル ウ 第3種禁止地域 10平方メートル</p> <p>(2) 屋外広告物ごとの表示面積は、次に掲げる禁止地域の区分に応じ、それぞれ次に定める面積以下であること。</p> <p>ア 第1種禁止地域 3平方メートル イ 第2種禁止地域 4平方メートル ウ 第3種禁止地域 6平方メートル エ 第4種禁止地域 10平方メートル</p> <p>2 許可地域 屋外広告物の種別に応じ、この表の4の表に掲げる面積、規模等に関する基準（面積に係る部分に限る。）に適合するものであること。</p>
	色彩に関する基準	禁止地域又は許可地域の区分に応じ、この表の1の表又は3の表に掲げる色彩に関する基準に適合するものであること。
	その他の基準	<p>1 壁面広告物又は広告板であること。</p> <p>2 観光案内や公共掲示等の公共公益上必要な事項の面積は、各屋外広告物の表示面積の3分の2以上であること。</p> <p>3 歩行者が観光案内・公共掲示等の内容とその他の広告内容を誤認することのないものであること。</p> <p>4 広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用に充当するものであること。</p> <p>5 地域貢献型広告であることを表示すること。</p>
バスロケーションシステム型広告物又はその掲出物件	面積・規模等に関する基準	<p>1 禁止地域 次の事項に該当するものであること。</p> <p>(1) 屋外広告物の表示面積の合計は、次に掲げる禁止地域の区分に応じ、それぞれ次に定める面積以下であり、かつ、壁面広告物にあっては、当該壁面の立面積の5分の1以下であること。</p> <p>ア 第1種禁止地域 5平方メートル イ 第2種禁止地域 7平方メートル ウ 第3種禁止地域 10平方メートル</p> <p>(2) 屋外広告物ごとの表示面積は、次に掲げる禁止地域の区分に応じ、それぞれ次に定める面積以下であること。</p> <p>ア 第1種禁止地域 3平方メートル イ 第2種禁止地域 4平方メートル ウ 第3種禁止地域 6平方メートル エ 第4種禁止地域 10平方メートル</p> <p>2 許可地域 屋外広告物の種別に応じ、この表の4の表に掲げる面積、規模等に関する基準（面積に係る部分に限る。）に適合するものであること。</p>
	色彩に関する基準	街並み景観を阻害しない色彩であること。
	その他の基準	<p>1 壁面広告物又は広告板であること。</p> <p>2 バスロケーションシステムの面積は、屋外広告物ごとの表示面積の3分の2以上であること。</p> <p>3 バスロケーションシステム以外の広告内容が、バスロケーションシステムの表示を阻害しないこと。</p> <p>4 広告部分を動画とする場合は、ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること。</p> <p>5 まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間においては周辺状況に配慮すること。</p> <p>6 広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用に充当するも</p>

		のであること。
公共施設・観光スポット案内型電柱広告	面積・規模等に関する基準	大きさは、縦1.5メートル、横0.33メートルであること。
物又は避難所指示型電柱広告物	色彩に関する基準	1 表示面の全面地色は、10.0YR 8.0/2.0 であること。ただし、避難所指示型広告であって、風致地区及び歴史的景観形成地区以外の区域に表示する場合はN9.0 も認める。 2 文字色等は5.0YR 2.0/4.0 又は5.0PB 2.0/8.0 であること。ただし、矢印は6.1R 3.3/7.8 とし、その他の誘導表示はN3.0、QR コードはN1.0 及びN9.0 も認める。
	その他の基準	1 巻付け広告であること。 2 表示内容は、別記第22号様式に示す表示箇所の区分に応じ、次に定める内容を表示するものであること。 (1) 広告表示箇所 スポンサー名、脇文字その他これらに類する広告表示に関する事項 (2) 誘導表示箇所 矢印、所在地、スポンサーに関する情報にリンクするQR コードその他これらに類する誘導表示に関する事項 (3) 公共表示箇所 市長が指定する公共施設・観光スポット案内又は避難所指示に関する事項 3 前項第1号及び第2号の面積の合計は、0.231平方メートル以下であること。 4 ベタ抜き表示の面積の合計は、0.0495平方メートル以下とし、スポンサー名全体をベタ抜き表示しないものであること。 5 誘導表示箇所に使用する矢印は、別記第23号様式に示す形状に準じたものであること。 6 公共表示箇所には、QR コードにより公共表示の内容に関する情報へのリンク等を表示すること。 7 広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用に充当するものであること。 8 公共表示箇所の最上部には、地域貢献型広告であることを表示すること。

別表第3の付表1

地域種別	項目	色相	明度	彩度	
第1種禁止地域	地色（下地の色彩をいう。以下同じ。）	R系	5.0R 以上 10.0R 未満	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下
			2.0 以上 5.0 以下	2.0 以下	
		YR系	0.0YR 以上 5.0YR 未満	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下
			2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下	
			5.0YR 以上 10.0YR 未満	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下
		2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
		Y系	0.0Y 以上 5.0Y 未満	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下
2.0 以上 5.0 以下	3.0 以下				
N系（無彩色）		2.0 以上 7.0 以下	-		
上記以外の色相		使用不可			
文字色等（文字、イラスト、ロゴマーク等の色彩）	R系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし	10.0 以下	
		YR系	0.0YR 以上 10.0YR 未満		
		Y系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし	8.0 以下

	をいう。なお、これらの背景色は地色とする。以下同じ。)	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	6.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下
		N系(無彩色)		制限なし	-
第2種禁止地域、第3種禁止地域及び第4種禁止地域	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下
		N系(無彩色)		制限なし	-
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	8.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満		
GY系		0.0GY以上10.0GY未満			
G系		0.0G以上10.0G未満			
BG系		0.0BG以上10.0BG未満			
B系		0.0B以上10.0B未満			
PB系		0.0PB以上10.0PB未満			
P系		0.0P以上10.0P未満			
RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	
N系(無彩色)			制限なし	-	

別表第3の付表2

	項目	色相		明度	彩度	
高彩度色	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		10.0以下	
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満			
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満		9.0以下	
		G系	0.0G以上10.0G未満			
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満			
		B系	0.0B以上10.0B未満			10.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満			
		P系	0.0P以上10.0P未満			
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満			

	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	14.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満		12.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満		10.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満		
		12.0以下			

別表第3の付表3

地域種別	項目	色相		明度	彩度
第1種特別許可地域、第2種特別許可地域	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満		
	N系(無彩色)		制限なし	-	
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満		
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	
N系(無彩色)		制限なし	-		
第3種特別許可地域	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		



		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下
		N系(無彩色)		制限なし	-
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満		
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
		N系(無彩色)		制限なし	-
一般地域	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満		
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	7.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満		
		N系(無彩色)		制限なし	-
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	10.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
		N系(無彩色)		制限なし	-

別表第3の付表4

	項目	色相		明度	彩度
高彩度色	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	10.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満		

		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	9.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	10.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満		
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	14.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満		
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	12.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	10.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満		
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満		
		B系	0.0B以上10.0B未満		
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満		
		P系	0.0P以上10.0P未満		
RP系	0.0RP以上10.0RP未満				
		制限なし	12.0以下		

別表第4 (第7条関係)

屋外広告物の種類別許可期間

種 類	第16条第2項各号に規定する者が管理者である場合	その他の場合
屋上広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
壁面広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件 (木造以外)	3年以内	2年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件 (木造)	1年以内	1年以内
電柱広告物 (突き出し広告又は巻付け広告)	1年以内	1年以内
アーチ広告物	3年以内	2年以内
気球広告物又はこれを掲出する物件	1年以内	1年以内
広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等) 又はこれを掲出する物件	1年以内	1年以内
立看板	2箇月以内	2箇月以内
はり札	1年以内	1年以内
はり紙	1箇月以内	1箇月以内

別記

第1号様式(第3条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり屋外広告物の表示(屋外広告物を掲出する物件の設置)をしたいので、奈良市屋外広告物等に関する条例

- 第13条(許可地域における屋外広告物の表示等)
- 第14条第3項後段(禁止地域における自己用広告物の表示等)
- 第14条第4項後段(景観配慮型屋外広告物の表示等)
- 第14条第5項後段(地域貢献型屋外広告物の表示等)

の規定により許可を申請します。

表示又は設置の場所				
種類		数	量	
形状寸法	横 縦	メートル、高さ メートル、面積	メートル 平方メートル	照明の大要
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
管理者	住 所			
	氏 名	資格名	登録番号	第 号
広告主	住 所			
	氏 名	電 話		
施工者 (屋外広告業者)	住 所			
	氏 名	奈良市屋外広告業登録	第	号
施工期間	着手	許可の日から	日以内	完了
		着手の日から	日以内	
添付書類	1 付近見取図 2 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) 3 色彩及び意匠を表す図面 4 設置場所がわかる写真 5 その他市長が必要と認める書類			
備考				

※ 手数料		※ 合計		円
----------	--	---------	--	---

備考

- 1 表示又は設置の場所が数箇所にわたり、書ききれないときは、別紙に記載してください。
- 2 法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入してください。
- 4 該当する口にはレ印を記入してください。
- 5 ※印欄には、記入しないでください。

第2号様式 (第9条関係)

屋外広告物継続許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）を継続したいので、奈良市屋外広告物等に関する条例第18条第1項の規定により許可を申請します。

表示又は設置の場所			
種 類		数 量	
形 状 寸 法	横      メートル、高さ 縦      メートル、面積	メートル 平方メートル	照 明 の 大 要
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
既 許 可 番 号	第                  号	既 許 可 年 月 日	年 月 日
管 理 者	住 所		
	氏 名	資格名                  登録番号                  第                  号 電 話	
広 告 主	住 所		
	氏 名	電 話	
添 付 書 類	1 付近見取図 2 配置図 3 別に定める点検に関する書類 4 その他市長が必要と認める書類		
備 考			

※ 手 数 料		※ 合 計	円
------------	--	----------	---

備考

- 1 法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入してください。
- 3 ※印欄には、記入しないでください。

第3号様式 (第10条関係)

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり屋外広告物の表示(屋外広告物を掲出する物件の設置)を変更したいので、奈良市屋外広告物等に関する条例第19条第1項の規定により許可を申請します。

表示又は設置の場所					
種類				数	量
形状寸法		横	メートル、高さ	メートル	照明の概要
		縦	メートル、面積	平方メートル	
表示又は設置の期間		年 月 日から		年 月 日まで	
管理者	住 所				
	氏 名	資格名	登録番号	第	号
		電 話			
広告主	住 所				
	氏 名				
		電 話			
施工者 (屋外広告業者)	住 所				
	氏 名	奈良市屋外広告業登録	第	号	
		電 話			
施工期間	着手	許可の日から	日以内	完了	着手の日から
		日以内		日以内	
前許可番号	第	号	前許可年月日	年	月 日
変更の理由					
添付書類	1 付近見取図 2 配置図 3 変更の内容を明らかにした書類 4 屋外広告物又は掲出物件の写真及び周辺の状況がわかる写真 5 その他市長が必要と認める書類				
備考					

※ 手数料		※ 合計		円
-------	--	------	--	---

備考

- 1 法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入してください。
- 3 ※印欄には、記入しないでください。

第4号様式(第12条関係)

特定屋内広告物届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり特定屋内広告物の表示をしたいので、奈良市屋外広告物等に関する条例第22条の規定により届け出ます。

表示する建築物の所在地		
1階以下	1の開口部等に表示しようとする特定屋内広告物の面積	平方メートル
	当該開口部等の面積	平方メートル
	当該開口部等に存する既存の特定屋内広告物の面積の合計	平方メートル
2階以上	1の開口部等に表示しようとする特定屋内広告物の面積	平方メートル
	当該開口部等の面積	平方メートル
	当該開口部等に存する既存の特定屋内広告物の面積の合計	平方メートル
1の立面における既存の特定屋内広告物の面積の合計		平方メートル
添付書類	1 付近見取図 2 特定屋内広告物の配置図 3 特定屋内広告物が存する開口部等を含む立面に係る立面図 4 特定屋内広告物の色彩及び意匠を表す図面	
備考		

備考

- 届出者は、当該屋内広告物を表示する者です。
- 法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。



第5号様式(第13条関係)

景観保全型広告整備地区屋外広告物届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり屋外広告物の表示(屋外広告物を掲出する物件の設置)をしたいので、奈良市屋外広告物等に関する条例第25条第1項の規定により届け出ます。

表示又は設置の場所					
種 類				数 量	
形 状 寸 法		横	メートル、高さ	メートル	照 明 の 大 要
		縦	メートル、面積	平方メートル	
表示又は設置の期間		年 月 日から		年 月 日まで	
管理者	住 所				
	氏 名	電 話			
広告主	住 所				
	氏 名	電 話			
(屋外広告業者) 施工者	住 所				
	氏 名	奈良市屋外広告業登録	第	号	電 話
施 工 期 間		着 手	届出の日から	日以内	完 了 着手の日から 日以内
添 付 書 類		1 付近見取図 2 色彩及び意匠を表す図面 3 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) 4 その他市長が必要と認める書類			
備 考					

備考

- 表示又は設置の場所が数箇所にわたり、書ききれないときは、別紙に記載してください。
- 法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

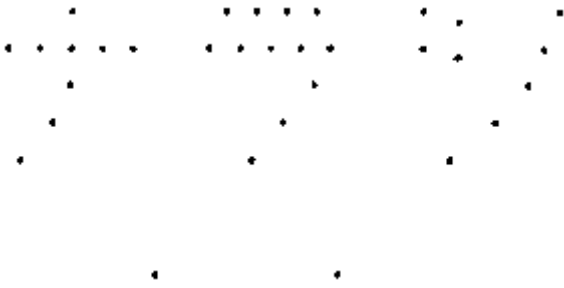
第6号様式(第14条関係)



奈良市  
屋外広告物許可済

・ ・ ・ ・ ・ まで

第7号様式 (第14条関係)



第8号様式 (第15条関係)

屋外広告物広告主・管理者住所氏名変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり  広告主 の  住所 に変更がありましたので、奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則第  
 管理者  氏名

15条の規定により届け出ます。

変更前	住 所			
	氏 名	資格名	登録番号	第 号
		電 話		
変更後	住 所			
	氏 名	資格名	登録番号	第 号
		電 話		
表示又は設置の場所				
種 類				
数 量				
表示又は設置の期間		年 月 日から		
		年 月 日まで		
許 可 番 号		第	号	
許 可 年 月 日		年	月	日

備考

- 1 法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 管理者が有資格者の場合は、資格名及び登録番号を記入してください。
- 3 該当する口にはレ印を記入してください。

第9号様式 (第19条関係)

屋外広告物除却届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）を除却しましたので、奈良市屋外広告物等に関する条例第31条第2項の規定により届け出ます。

表示又は設置の場所	
種類	
数量	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却年月日	年 月 日
除却理由	

備考 法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

第10号様式 (第22条関係)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

写  
真

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日交付

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日限り有効

奈良市長 \_\_\_\_\_ 印

---

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、裏面に記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

第11号様式 (第23条関係)

(第一面)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、商号又は名称及び代表者の氏名 〕  
担当者名  
電 話

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、奈良市屋外広告物等に関する条例第44条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	※登録番号	奈良市屋外広告業登録 第 号
		※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
フリ 氏 カナ 名 及び生年月日 〔 法人にあつては、商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日 〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人		
住 所 〔 法人にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	郵便番号 (      -      )  電話		
主たる業務の内容			

(第二面)

1 奈良市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称 <sup>フリガナ</sup>	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名 <sup>フリガナ</sup>	資格名及び 交付番号等	摘要
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職名		氏名 <sup>フリガナ</sup>	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	氏名及び生年月日 <sup>フリガナ</sup> 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人		
	住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (      -      )  電話		



(第三面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリ  ガ 氏    名	
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録 (届出) 年月日	登録 (届出) 番号
		<input type="checkbox"/> 登 録 <input type="checkbox"/> 特例届出		
		<input type="checkbox"/> 登 録 <input type="checkbox"/> 特例届出		
		<input type="checkbox"/> 登 録 <input type="checkbox"/> 特例届出		
		<input type="checkbox"/> 登 録 <input type="checkbox"/> 特例届出		
		<input type="checkbox"/> 登 録 <input type="checkbox"/> 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体				

備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないでください。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当する□にレ印を記入してください。
- 各欄において、全てを書ききれない場合には、適宜用紙を追加して記入してください。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入してください。
- 「奈良市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、奈良市の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入してください。
- 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入してください。

添付書類

- 誓約書 (別記第12号様式)
- 個人である場合においては、住民票の写し
- 法人である場合においては、登記事項証明書
- 登録申請者が選任した業務主任者が条例第52条第1項各号のいずれかに適合する者であることを証する書類の写し
- 略歴書 (別記第13号様式)
- その他市長が必要と認める書類

第12号様式(第23条関係)

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、奈良市屋外広告物等に関する条例第46条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(宛先) 奈良市長

第13号様式 (第23条関係)

登録申請者 } (  法人の役員 の略歴書  
 本人  
 法定代理人  
 法定代理人 (法人) の役員 )

住所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	郵便番号 (      -      )  電話
--------------------------------	--------------------------------

フリガナ 商号、名称又は氏名	生年 月日	
-------------------	----------	--

略歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容

賞罰	年月日	賞 罰 の 内 容

上記のとおり相違ありません。  
 年    月    日  
氏名

備考 「法人の役員本人法定代理人法定代理人 (法人) の役員」については、いずれか該当する口にレ印を記入してください。

第14号様式 (第24条関係)

(第一面)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

担当者名  
電 話

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

奈良市屋外広告物等に関する条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	奈良市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔 法人にあつては、商号 又は名称、代表者の氏名 及 び 生 年 月 日 〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
住 所 〔 法人にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	郵便番号 ( - )  電話

(第二面)

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
<p><input type="checkbox"/> 商号、名称又は氏名及び住所 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕</p> <p><input type="checkbox"/> 営業所の名称及び所在地</p> <p><input type="checkbox"/> 役員の氏名</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理人の氏名及び住所 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名〕</p> <p><input type="checkbox"/> 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</p>			
変更理由			

備考

- 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当する口にレ印を記入してください。
- 2 各欄において、全てを書ききれない場合には、適宜用紙を追加して記入してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

第15号様式(第25条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

奈良市屋外広告物等に関する条例第49条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	奈良市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔 法人にあつては、商号 又は名称、代表者の氏名 及 び 生 年 月 日 〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
住 所 〔 法人にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	郵便番号 ( - ) 電話
届出の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併による消滅 <input type="checkbox"/> 破産 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と 届出人との関係	<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 元代表役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人 <input type="checkbox"/> 本人

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」、「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する□にレ印を記入してください。

第16号様式 (第26条関係)

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申込者 住 所  
氏 名  
電 話  
生年月日 年 月 日生

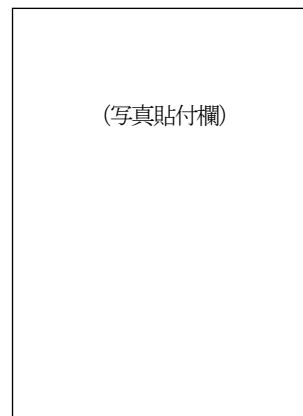
次のとおり屋外広告物講習会を受講したいので、奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則第26条第3項の規定により申し込みます。

免 除 の 資 格 該 当 欄	有 ・ 無
-----------------	-------

備考 「免除の資格該当欄」には、該当するものを○で囲んでください。

添付書類

- 1 写真 (最近6月以内に撮影した写真、縦5.5センチメートル、横4.0センチメートル、正面上半身脱帽のもの) 1枚
- 2 奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則第27条の規定により講習会の一部免除を受けようとする者はその資格があることを証する書類



第17号様式(第28条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

年 月 日開催した屋外広告物講習会の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

奈良市長



第18号様式(第29条関係)

屋外広告物講習会修了者認定申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
生年月日 年 月 日生

屋外広告物講習会修了者としての認定を受けたいので、奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則第29条第2項の規定により申請します。

添付書類 実務経歴書

第19号様式 (第29条関係)

実務経歴書

勤務先	所在地	在職期間		地位	職務内容	証明欄
		自 年月日 至 年月日	年月数			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

備考 雇用されている者の場合には、「証明欄」に雇用主が住所及び氏名を記入してください。

第20号様式(第29条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了者認定証

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

奈良市屋外広告物等に関する条例第52条第1項第5号の規定により屋外広告物講習会修了者と同等以上の知識があることを認定します。

年 月 日

奈良市長

第21号様式(第30条関係)

← 40センチメートル以上 →

奈良市屋外広告業者登録票

商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	奈良市屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

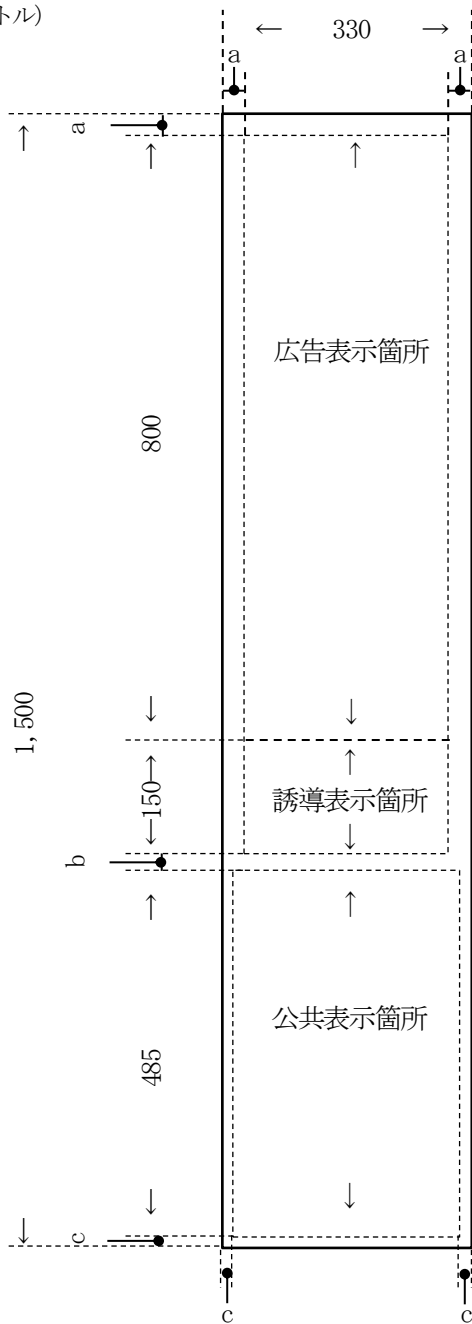
↑

35センチメートル以上

↓

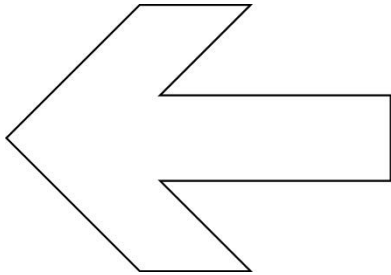
第22号様式 (別表第3関係)

(単位：ミリメートル)



a = 30 ミリメートル  
b = 20 ミリメートル  
c = 15 ミリメートル

第 2 3 号様式 (別表第 3 関係)



(令和 4 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第 34 号**

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則 (平成 22 年奈良市規則第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 号中「景観形成建築物等」を「都市景観形成建築物等」に改める。

別記第 7 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市地区計画形態意匠条例施行規則別記第 7 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 4 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市危険物規制規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第 35 号**

奈良市危険物規制規則

奈良市危険物規制規則 (昭和 36 年奈良市規則第 10 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。) 第 3 章、危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。) 及び危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「府令」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵又は仮取扱いの承認等)

第 2 条 消防長は、仮貯蔵又は仮取扱い (以下「仮貯蔵等」という。) の承認を受けようとする者から府令第 1 条の 6 の申請書の提出を受けた場合において、当該仮貯蔵等が災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは仮貯蔵等承認書 (別記第 1 号様式) を、支障を及ぼすおそれがあると認めるときは仮貯蔵等不承認通知書 (別記第 2 号様式) をそれぞれ交付する。

2 前項の規定による承認を受けた者は、当該危険物の仮貯蔵等を行う場所のうち見やすい箇所に、掲示板 (別記第 3 号様式) 及び府令第 18 条第 1 項第 4 号の掲示板を設けなければならない。

3 消防長は、第 1 項の規定により承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当し、その承認を取り消す場合は、仮貯蔵等承認取消通知書 (別記第 4 号様式) により通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により法第 10 条第 1 項ただし書の承認を受けたとき。

(2) 承認を受けた仮貯蔵等の場所、方法若しくは管理の状況等又は危険物の類、品名、最大数量若しくは指定数量

の倍数が異なる仮貯蔵等を行い、災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(製造所等の設置又は変更の許可)

第3条 市長は、法第11条第1項前段の規定により製造所等（製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。以下同じ。）の設置許可を受けようとする者から政令第6条の設置の申請書の提出を受けた場合において、法第11条第2項の規定による許可をするときは許可書（別記第5号様式）を、不許可とする場合は不許可通知書（別記第6号様式）をそれぞれ交付する。

2 前項の規定は、法第11条第1項後段の規定により製造所等の変更許可を受けようとする者から政令第7条の変更の申請書の提出を受けた場合に準用する。

3 前項の申請書が、移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の変更に係るものであるときは、当該申請書に次の図書を添えなければならない。

(1) 変更前の最新の許可書

(2) 前号の許可書に添付されて返戻された申請図書（常置場所に係る図書は除く。）

(3) タンク検査済証

(4) その他必要な書類

(製造所等の完成検査等の不適合通知書)

第4条 市長は、法第11条第5項本文の規定により完成検査を受けようとする者から府令第6条の申請書の提出を受けた場合において、政令第3章の技術上の基準に適合していないと認めるときは、危険物完成検査不適合通知書（別記第7号様式）を交付する。

2 市長は、法第11条の2第1項の規定により完成検査を受ける前の特定事項の検査を受けようとする者から、府令第6条の4の申請書の提出を受けた場合において、政令第3章の技術上の基準に適合していないと認めるときは、危険物完成検査前検査不適合通知書（別記第8号様式）を交付する。

(製造所等の仮使用の承認)

第5条 市長は、法第11条第5項ただし書の規定により製造所等を仮使用しようとする者から府令第5条の2の申請書の提出を受けた場合において、災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは仮使用承認書（別記第9号様式）を、支障を及ぼすおそれがあると認めるときは危険物仮使用不承認通知書（別記第10号様式）をそれぞれ交付する。

2 前項の申請書には、作業明細書（別記第11号様式）及び必要な図書を添えなければならない。

3 第1項の規定により承認を受けた者は、製造所等の一部を仮使用する場合は、当該仮使用する場所のうち見やすい箇所に、掲示板（別記第12号様式）を設けなければならない。

(予防規程の認可)

第6条 市長は、法第14条の2第1項の規定により予防規程の認可を受けようとする者から府令第62条の申請書の提出を受けた場合において、当該予防規程が次の各号のいずれにも該当するときは認可書（別記第13号様式）を、次の各号のいずれかに該当しないときは予防規程不認可通知書（別記第14号様式）をそれぞれ交付する。

(1) 法14条の2第1項に規定する事項を定めていること。

(2) 政令第24条の技術上の基準に適合していること。

(3) 法第14条の2第2項の規定により、火災の予防のために適当であると認められること。

(休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長の承認)

第7条 市長は、府令第62条の5の2第1項の規定により地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検を行おうとする者から同条第4項の申請書の提出を受けた場合において、保安上支障がないと認めるときは休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書（別記第15号様式）を、保安上支障があると認めるときは休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長不承認通知書（別記第16号様式）をそれぞれ交付する。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長の承認)

第8条 市長は、府令第62条の5の3第1項の規定により地下埋設配管の漏れの点検を行おうとする者から同条第4項の申請書の提出を受けた場合において、保安上支障がないと認めるときは休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書（別記第17号様式）を、保安上支障があると認めるときは休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長不承認通知書（別記第18号様式）をそれぞれ交付する。

(完成検査済証の再交付)

第9条 市長は、政令第8条第4項の規定により同第8条第3項の完成検査済証（以下「完成検査済証」という。）の再交付を受けようとする者から府令第6条第3項の申請書の提出を受けた場合において、完成検査済証を再交付するときは、同条第2項の完成検査済証に再交付である旨を記載したものを交付する。

（許可書等の交付済証明等）

第10条 市長は、許可書、完成検査前検査済証等（以下「許可書等」という。）を滅失し、汚損し、又は破損したため、当該許可書等について交付を受けている旨の証明を受けようとする者から、危険物製造所等許可書等交付済証明申請書（別記第19号様式）の提出を受けた場合において、許可書等の交付を行っている旨を証明するときは、当該許可書等の内容を記載した危険物製造所等許可書等交付済証明書（別記第20号様式）を交付する。

（製造所等の軽微な変更等）

第11条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、法第11条第1項後段の規定により変更許可を要しない軽微な変更等を行うときは、製造所等の軽微な変更等届出書（別記第21号様式）に作業明細書（別記第22号様式）その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印（別記第23号様式）を押して返付する。

（製造所等の譲渡又は引渡の届出）

第12条 市長は、府令第7条の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

（品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出）

第13条 市長は、府令第7条の3の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

（製造所等の用途廃止の届出）

第14条 市長は、府令第8条の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

2 前項の届出書が移動タンク貯蔵所に係るものであるときは、当該完成検査済証及びタンク検査済証を添えなければならない。

（危険物保安監督者の選任又は解任の届出等）

第15条 市長は、府令第48条の3前段の届出書に必要な図書を添えたものの提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

2 前項の必要な図書は、府令別記様式第20条の2の実務経験証明書及び危険物取扱者免状の表裏面の写しとする。

3 所有者等は、府令第60条の2第1項第2号の事項を定め、又は変更するときは、危険物保安監督者職務代行者選任解任届出書（別記第24号様式）に前項に規定する図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

（地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画の届出）

第16条 所有者等は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定による計画を定めたときは、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画の届出書（別記第25号様式）に必要な図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

（製造所等の所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出）

第17条 所有者等は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかに危険物製造所等の所有者等の氏名等変更届出書（別記第26号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

（製造所等の使用の休止又は再開の届出）

第18条 所有者等は、製造所等の使用を3箇月以上休止しようとするとき、又は休止した製造所等の使用を再開しようとするときは、危険物製造所等使用休止・再開届出書（別記第27号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受け、これを受理したときは、当該届出書の1部に届出済の印を押して返付する。

（災害発生の通報場所）



第19条 法第16条の3第2項の規定により市長が指定する場所は、奈良市消防局及び奈良県警察本部とする。

(災害発生の届出)

第20条 指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められる全ての場所の関係者は、当該場所において、火災、爆発、漏えいその他の災害が発生したときは、危険物災害発生届出書(別記第28号様式)を市長に提出しなければならない。

(危険物等の収去)

第21条 市長は、法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去するときは、危険物等収去書(別記第29号様式)を、同項に規定する所有者、管理者又は占有者に交付する。

(許可申請等の取下げ)

第22条 第2条から第11条までの規定による申請を取り下げようとする者は、許可申請等取下願(別記第30号様式)を、第2条の申請にあつては消防長に、第3条から第11条までの申請にあつては市長に提出しなければならない。

(申請書等の経由及び提出部数)

第23条 法、政令及び府令並びにこの規則の規定により市長に提出する申請書又は届出書等は、消防長を経由して市長に提出するものとする。

2 府令に特に定めのあるものを除き、法、政令若しくは府令又はこの規則の規定による申請書又は届出書等は、2部提出するものとする。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市危険物規制規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請及び届出から適用し、同日前の申請についてはなお従前の例による。

別記

第1号様式(第2条関係)

仮貯蔵等承認書

年 第 号  
月 月 日

住所  
氏名

様

奈良市消防長



年 月 日付で申請のありました  
における危険物の仮 については、消防法(昭和23年法律第186号)第10  
条第1項ただし書の規定により、これを承認します。

第2号様式(第2条関係)

仮貯蔵等不承認通知書

住所  
氏名

様

年 第 号  
月 月 日

奈良市消防長



年 月 日付けで申請のあった におけ  
る危険物の仮 承認については、下記の理由により承認しないこととしました  
ので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第3号様式 (第2条関係)

危 険 物 仮 貯 蔵 仮 取 扱 所		
承認年月日・番号	年 月 日 第 号	奈良市消防長
申請者の所在地・名称		
承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
危険物の類 品名 (指定数量) 最大数量		
現場管理責任者		連絡先

第4号様式(第2条関係)

仮貯蔵等承認取消通知書

住所  
氏名

様

年 月 日

第 月 日 号

奈良市消防長



年 月 日付けで許可を行った における危険物の  
の仮 承認について、下記の理由により取り消すこととしましたので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式 (第3条関係)

許 可 書

設置者 住所  
氏名

様

年 第 号  
月 月 日

奈良市長




年 月 日付けで申請のありました  
における危険物を ( ) することについては、消防法  
第11条第1項の規定により許可します。

第6号様式(第3条関係)

危険物製造所等不許可通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

奈良市長 

年 月 日付けで申請のあった危険物 の については、  
下記の理由により不許可とすることとしましたので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式(第4条関係)

危険物完成検査不適合通知書

第 号  
年 月 日

設置者 住所  
氏名 様

奈良市長 

年 月 日付けで申請のあった危険物 完成検査  
( 年 月 日付け 第 号)に係る結果については、下  
記の理由により不適合となったので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。



第8号様式 (第4条関係)

危険物完成検査前検査不適合通知書

住所  
氏名

様

年 月 日

第 月 日

号 日

奈良市長



年 月 日付けで申請のあった危険物 完成検査前検査  
に係る結果については、下記の理由により不適合となったので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第9号様式 (第5条関係)

仮使用承認書

年 第 号  
月 日

設置者 住所  
氏名

様

奈良市長



年 月 日付けで申請のありました危険物  
の変更許可 ( 年 月 日付け 第 号) に係る仮使用につい  
ては、消防法 (昭和23年法律第186号) 第11条第5項ただし書の規定により、これを承  
認します。

第10号様式(第5条関係)

危険物仮使用不承認通知書

設置者 住所  
氏名 様

年 月 日  
第 月 日  
号 日

奈良市長 

年 月 日付けで申請のあった危険物 第 号) の変更許可 ( 年 月 日付け 第 号) に係る仮使用の承認については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第11号様式(第5条関係)

作業明細書

工 事 期 間	
工 事 の 内 容	
火 気 取 扱 状 況	
作 業 工 程	
仮使用部分の危険物 取 扱 状 況	
消火及び警報設備	
その他必要な事項	
危険物保安監督者 又は危険物取扱者	
施 工 業 者 及 び 工 事 責 任 者	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第12号様式(第5条関係)

消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済	
製造所等の別・区分	
承認年月日・番号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	奈 良 市 長

第13号様式(第6条関係)

認 可 書

住所  
氏名

年 第 号  
月 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで申請のありました危険物  
(設置許可 年 月 日付け 第 号)の予防規程について  
は、火災予防上適当と認め認可します。

第14号様式(第6条関係)

予防規程不認可通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

奈良市長



年 月 日付けで申請のあった危険物  
(設置許可 年 月 日付け 第 号)の予防規程については、  
下記の理由により不認可とすることとしましたので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第15号様式(第7条関係)

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書

設置者 住所  
氏名 様

年 月 日

奈良市長



年 月 日付けで申請のありました  
危険物 (設置許可 年 月 日付け 第  
号) の休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長については、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の2第2項ただし書の規定により、保安上支障がないと認め承認します。



第16号様式(第7条関係)

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長不承認通知書

設置者 住所  
氏名 様

年 第 号  
月 月 日

奈良市長 

年 月 日付けで申請のありました危険物 (設置許可 年 月 日付け 第 号) の休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第17号様式(第8条関係)

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書

設置者 住所  
氏名 様

年 第 号  
月 月 日

奈良市長



年 月 日付けで申請のありました危険物 (設置許  
可 年 月 日付け 第 号) の休止中の地下埋設配管の漏れの点検  
期間延長については、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の3  
第2項ただし書の規定により、保安上支障がないと認め承認します。

第18号様式(第8条関係)

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長不承認通知書

設置者 住所 第 号  
氏名 様 年 月 日

奈良市長 

年 月 日付けで申請のありました危険物 (設置許可 年 月 日付け 第 号) の休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第19号様式(第10条関係)

危険物製造所等許可書等交付済証明申請書


年 月 日		
(宛先) 奈良市長		
申請者		
住所 _____		
氏名 _____		
交 付 済 証 明 を 必 要 と す る 施 設		
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設置の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
交 付 済 証 明 を 必 要 と す る 書 類		
書 類 の 種 類		
書 類 の 番 号 等	許 可 書 及 び 認 可 書 年 月 日 付 け 第 号	
書 類 の 番 号 等	そ の 他 年 月 日 付 け 第 号	
申 請 の 理 由		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 指 示 事 項 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第20号様式(第10条関係)

危険物製造所等許可書等交付済証明書

設置者	住所	年	第	号
氏名	様	月	月	日

奈良市長 

年 月 日付けで申請のありました危険物  
(設置許可 年 月 日付け 第 号)の許可書については、以下  
のとおり交付済であることを証明します。

記

許可の種類  
許可年月日  
許可番号

第21号様式(第11条関係)

製造所等の軽微な変更等届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分		
設置の許可年月日及び許可番号		年 月 日	第	号
危険物の品名、数量				
変更の概要				
作業期間		年 月 日から	年 月	日まで
その他必要な事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 指示事項欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に、かっこ内に該当する指定数量を記載すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第22号様式 (第11条関係)

作業明細書 (軽微な変更等届出関係)

作業等の内容		
火気取扱状況	火気の種類	
	火気取扱所	
	火気取扱時間	
作業工程		
危険物取扱状況		
安全対策		
消火及び警報設備		
危険物保安監督者 又は危険物取扱者		
施工業者名及び 作業等責任者名		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第23号様式 (第11条から第18条まで関係)

届 出 済

年 月 日

奈良市長



第24号様式 (第15条関係)

危険物保安監督者職務代行者選任解任届出書

(宛先) 奈良市長		年 月 日	
		申請者 住所 _____ 氏名 _____	
設置者	住 所		
	氏 名		
製造所等の別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第	号
設 置 場 所			
区 分		選	任 解 任
職 務 代 行 者	氏 名		
	危険物取扱者 免状の種類		
	選任・解任 年 月 日	年 月 日	年 月 日
※ 受 付 欄		※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第25号様式(第16条関係)

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画の届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

住所

氏名

設置者	住 所			
	氏 名			
製造所等の別			貯蔵所又は 取扱所の別	
設置の許可年月日 及び許可番号		年	月	日 第 号
設置場所				
在庫管理に従事する 者の職務及び組織				
在庫管理に従事する 者に対する教育				
在庫管理の方法				
危険物の漏れが確認された場 合に取るべき措置				
その他必要な事項				
※ 受付欄		※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第26号様式(第17条関係)

危険物製造所等の所有者等の氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

設置者	住 所			
	氏 名			
管理者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
製造所等の区別		貯蔵所又は 取扱所の区分		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日	第	号
変 更 の 理 由				
変 更 の 内 要				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第27号様式(第18条関係)

危険物製造所等使用 休止 届出書  
再開

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

住所

氏名

設置者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
製造所等の区別		貯蔵所又は 取扱所の区分		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日	第	号
休止開始予定期日		年 月 日	再開予定期日	年 月 日
休止・再開の理由				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

第28号様式(第20条関係)

危険物災害発生届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

住所

氏名

設置者又は関係者	住所			
	氏名			
設置場所又は発生場所				
製造所等の区別		貯蔵所又は取扱所の区分		
設置の許可年月日及び許可番号	年 月 日	第	号	
災害発生日時	年 月 日	午前・午後	時	分頃
災害発生場所				
災害に係る危険物の類、品名及び数量				
原因及び発生の状況				
応急処置の状況				
被害の状況				
その他必要な事項				
※	受	付	欄	※
				経
				過
				欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第29号様式 (第21条関係)

危険物等収去書

年 月 日

様

所属  
階級  
氏名

印

消防法第16条の5の規定に基づき、下記の物品を試験のため収去します。

品 名		数 量	
備 考			

(注) 余白に消防法第16条の5の規定の抜粋を記載する。

第30号様式(第22条関係)

許可申請等取下願

年 月 日

(宛先) 奈良市長(奈良市消防長)

届出者

住所

氏名

申請の別							
設置場所又は実施場所							
製造所等の区別		貯蔵所又は取扱所の区分					
申請年月日	年 月 日						
取下げの理由							
その他必要な事項							
※	受	付	欄	※	経	過	欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
3 申請の別欄には、取り下げようとする申請の種類を記入すること。  
4 ※印の欄は、記入しないこと。

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則を廃止する規則

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則（平成31年奈良市規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済)

**正 誤 表**

令和4年4月1日付け奈良市公報第69号

ページ	行	誤	正
1	下から16	奈良市公報号外第17号に掲載	令和5年奈良市公報号外第2号に掲載
2		奈良市公報号外第17号に掲載	令和5年奈良市公報号外第3号に掲載

令和4年4月18日付け奈良市公報第70号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第18号に掲載	令和5年奈良市公報号外第1号に掲載
3、4	奈良市公報号外第19号に掲載	令和5年奈良市公報号外第2号に掲載
4、5	奈良市公報号外第20号に掲載	令和5年奈良市公報号外第3号に掲載

令和4年5月2日付け奈良市公報第71号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第21号に掲載	令和5年奈良市公報号外第4号に掲載

令和4年5月16日付け奈良市公報第72号

ページ	誤	正
2	奈良市公報号外第21号に掲載	令和5年奈良市公報号外第4号に掲載

令和4年6月1日付け奈良市公報第73号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第22号に掲載	令和5年奈良市公報号外第5号に掲載

令和4年6月16日付け奈良市公報第74号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第22号に掲載	令和5年奈良市公報号外第5号に掲載

令和4年7月1日付け奈良市公報第75号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第23号に掲載	令和5年奈良市公報号外第6号に掲載

令和4年7月19日付け奈良市公報第76号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第23号に掲載	令和5年奈良市公報号外第6号に掲載

令和4年8月1日付け奈良市公報第77号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第24号に掲載	令和5年奈良市公報号外第7号に掲載

令和4年8月16日付け奈良市公報第78号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第24号に掲載	令和5年奈良市公報号外第7号に掲載

令和4年10月17日付け奈良市公報第82号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第25号に掲載	令和5年奈良市公報号外第8号に掲載

令和4年11月1日付け奈良市公報第83号

ページ	誤	正



1、2	奈良市公報号外第26号に掲載	令和5年奈良市公報号外第9号に掲載
令和4年11月16日付け奈良市公報第84号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第26号に掲載	令和5年奈良市公報号外第9号に掲載
令和4年12月1日付け奈良市公報第85号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第27号に掲載	令和5年奈良市公報号外第10号に掲載
令和4年12月16日付け奈良市公報第86号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第27号に掲載	令和5年奈良市公報号外第10号に掲載
令和5年1月4日付け奈良市公報第87号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第28号に掲載	奈良市公報号外第11号に掲載